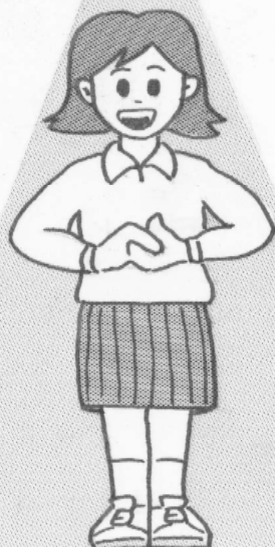


# 第3期 香芝市障害福祉計画

平成24年度～平成26年度



手話「絆」

平成24年3月

奈良県香芝市

# 【目次】

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	01
2 計画の位置付け	02
3 計画の期間	03
第2章 香芝市の障がいのある人を取り巻く現状	
1 香芝市の人口構造	04
2 障害者手帳所持者の状況	06
3 アンケートで見る本市の障がいのある人の状況	13
第3章 第3期障害福祉計画の目標値の設定	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	29
2 福祉施設から一般就労への移行	30
3 就労移行支援事業の利用者数	30
4 就労継続支援（A型）の利用者の割合	31
第4章 第2期計画の実績及び第3期計画の見込量と確保の方策	
1 香芝市の障がい福祉サービス等の体系	32
2 自立支援給付	34
3 地域生活支援事業	49
第5章 計画の推進・評価体制	
1 計画の推進	62
2 地域自立支援協議会の活用	63
3 計画の進行管理と点検・評価	64

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

平成 18 年施行の「障害者自立支援法」により、市町村には、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として、「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

本計画は、これに基づき、平成 18 年度から 20 年度の「第 1 期」、平成 21 年度から 23 年度の「第 2 期」に続き、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする第 3 期計画となります。

障害者自立支援法が施行され 5 年が経過しますが、利用者負担にかかる問題や、サービス事業者の経営環境の悪化、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行するためのサービス基盤の供給不足など、様々な課題・問題点が指摘されています。このようことから、国では、障害者自立支援法を見直し、新たな法体系の整備を進めているところです。

一方、香芝市の障がい福祉政策は、平成 19 年 3 月に「地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくり」を基本理念とする「障害者基本計画」を策定し、障がいのある人が地域で生き生きと暮らすことができるよう、その人格が尊重される地域社会を形成することを目的として、総合的・計画的な推進に取り組んでいるところです。

また、香芝市では、平成 23 年 3 月に「ふれあい、支え合う『絆』のまち かしば」を基本理念とした「地域福祉計画」を策定しました。「地域福祉計画」は、本市の福祉政策全般の基本的な考え方を示しているもので、今後の障がい福祉政策の推進については、これと連携を取って進めていく必要があります。

「第 3 期障害福祉計画」は、障がいの有無に関わらず、誰もが生き生きとした生活を地域で送ることができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援等の必要な量の見込み、サービス確保の方策、提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

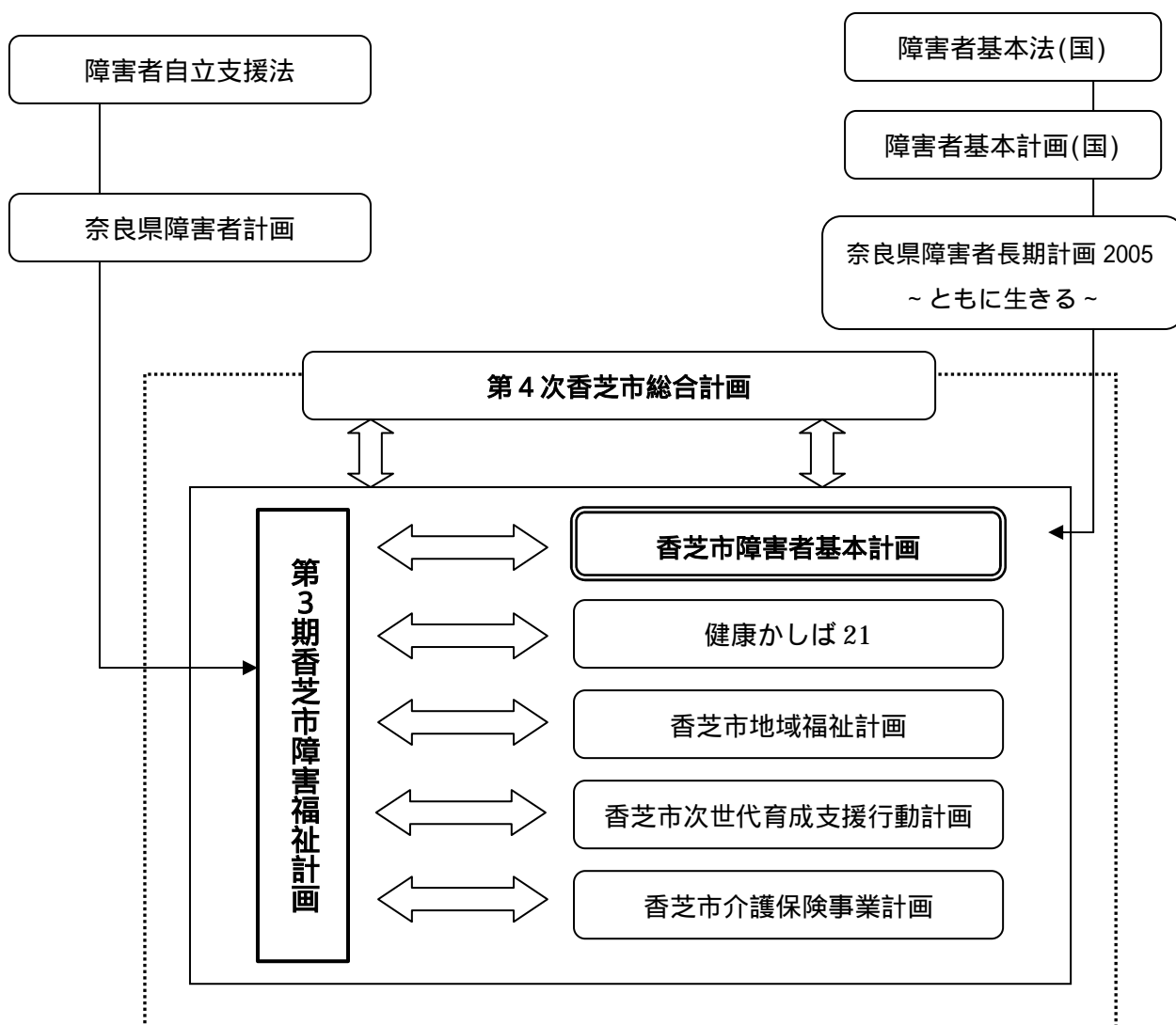
このため、本計画の策定にあたっては、国の障がい福祉に関する政策動向を踏まえるとともに、障がいのある人の意見を反映するため、障害者手帳所持者の方を対象としたアンケート調査を実施し、障がい福祉サービスに関するニーズの把握を綿密に行いました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」の第 3 期計画として策定するものです。障がい者福祉政策全般の方向性について示す「障害者基本計画」の生活支援分野や雇用・就業分野などの施策の一部を構成します。

また、上位計画として国の定める「障害者基本計画」や「重点施策実施 5 年計画」、県の策定する「奈良県障害者長期計画 2005」や「奈良県障害者計画」の内容を踏まえながら、香芝市におけるあらゆる分野の施策を総合的・計画的に展開するための「第 4 次香芝市総合計画」の具体的な部門別計画として位置付け、「香芝市地域福祉計画」、「介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康かしば 21」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

【関連計画の関係図】



### 3 計画の期間

障害福祉計画は3年を1期として策定することとされており、障害福祉計画の策定が義務付けられた平成18年度(2006年度)～平成20年(2008年度)を第1期、平成21年度(2009年度)～平成23年度(2011年度)を第2期として計画を進めました。そして本計画は平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)を期間とする第3期計画にあたります。

#### 【「障害者基本計画」、「障害福祉計画」の計画期間】

計画期間	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
香芝市総合計画	第3次総合計画					第4次総合計画			
地域福祉計画						第1期地域福祉計画			
障害者基本計画						障害者基本計画			
障害福祉計画	第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画		

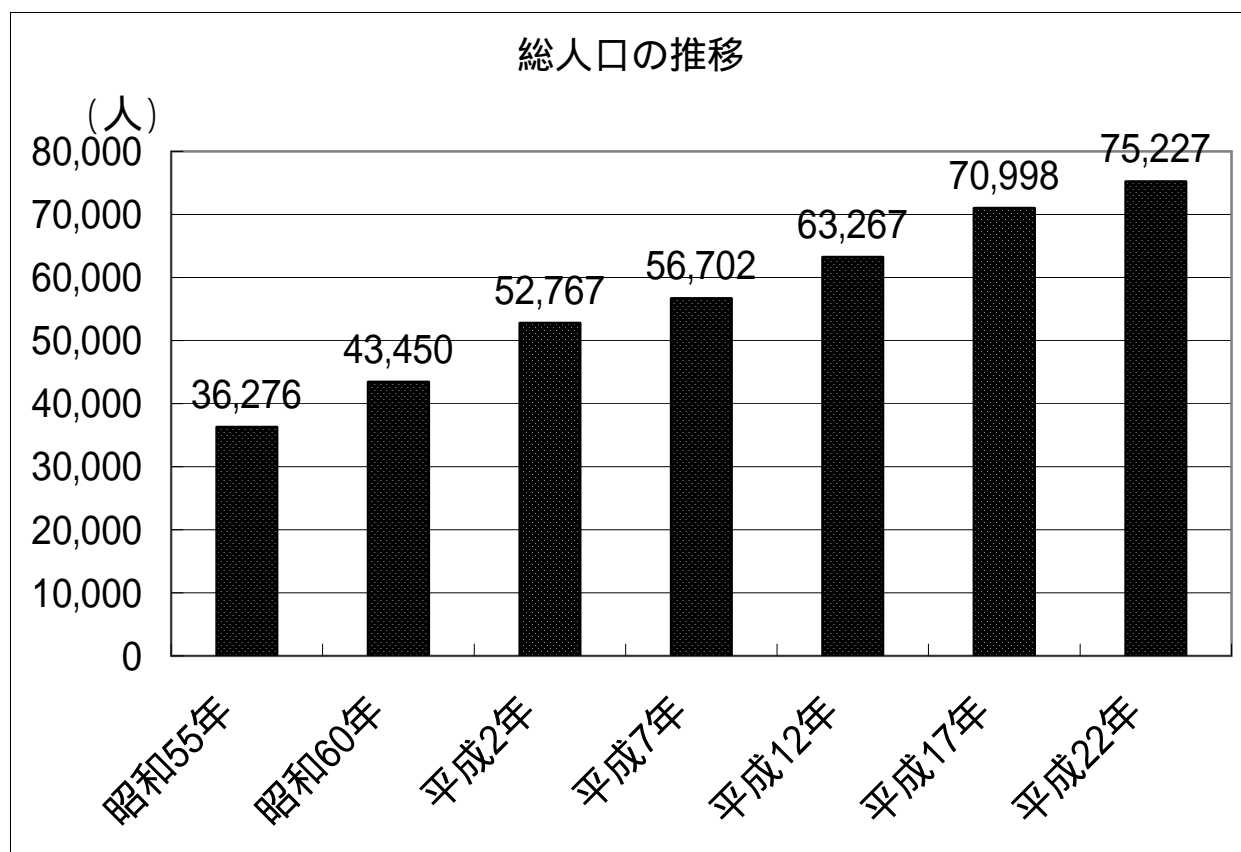
## 第2章 香芝市の障がいのある人を取り巻く現状

### 1 香芝市の人口構造

#### (1) 人口の推移

本市の人口は一貫して増加の一途を辿っています。平成22年の国勢調査による総人口は75,227人となり、30年前の昭和55年と比較すると2倍以上の増加となっています。

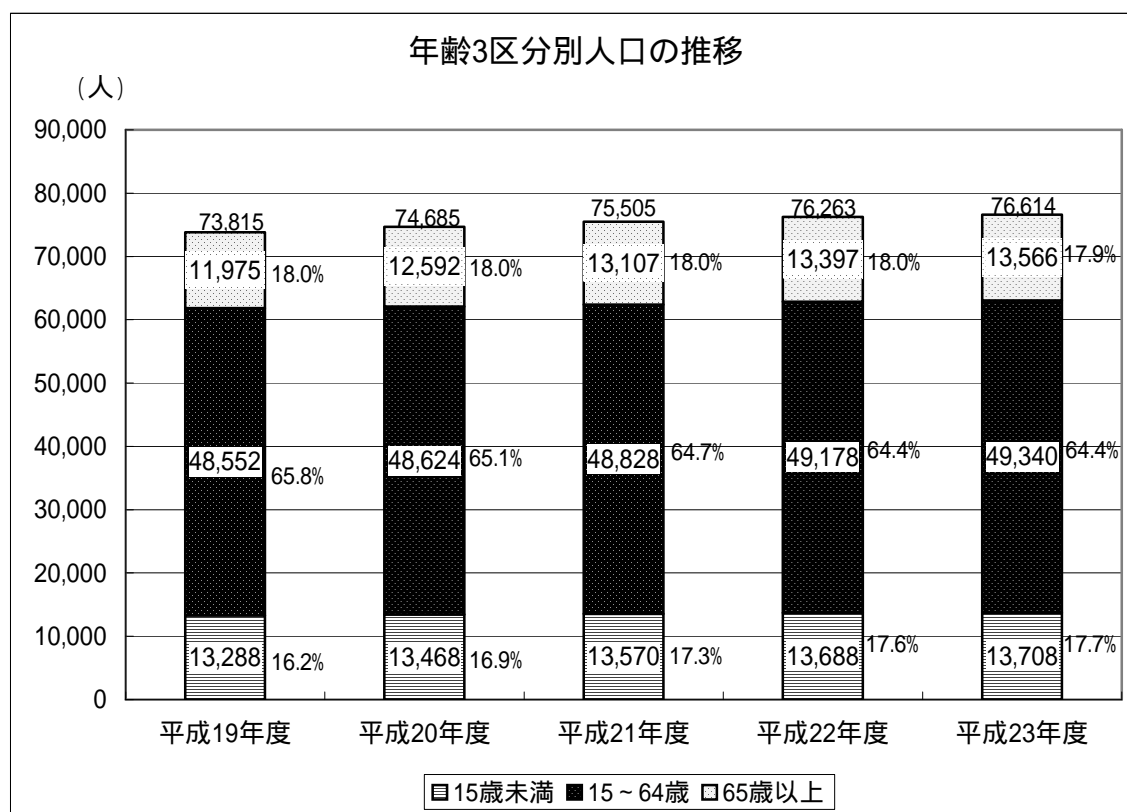
ただし、わが国全体で人口減少時代が本格化しつつある中、本市でも、近年は、やや、人口増加が鈍りつつあります。今後も、人口増加は続きますが、徐々に緩やかになっていくものとの予測がなされています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口をみると、全国的に少子高齢化が進む中、緩やかではありますが、年少人口が増加を続けており、非常に若いまちであるという特色があります。一方、高齢化も着実に進展しつつあり、今後は、高齢者人口が年少人口を上回っていくことが予測されています。



資料：各年度末の住民基本台帳+外国人登録人口  
平成23年度については8月末のデータを利用

## 2 障害者手帳所持者の状況

### (1) 障がい種別手帳所持者数

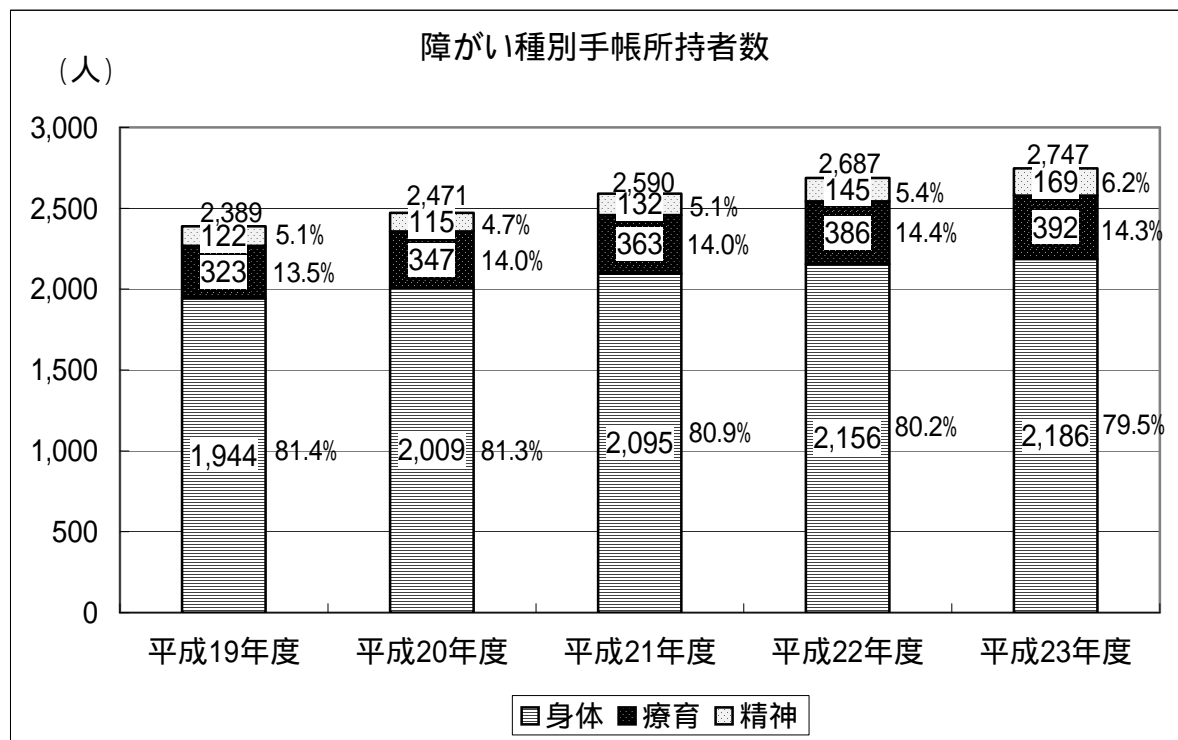
本市では身体障がい、知的障がい、精神障がいともに手帳所持者数は年々増加しています。その中で、身体障害者手帳所持者の割合が一番高く、平成23年では手帳所持者の約80%となっています。次に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の順に、手帳所持者の割合が高いという結果になっています。

単位：人

年度	手帳所持者 総数	身体障害者 手帳 所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数
平成19年度	2,389	1,944	323	122
平成20年度	2,471	2,009	347	115
平成21年度	2,590	2,095	363	132
平成22年度	2,687	2,156	386	145
平成23年度	2,747	2,186	392	169

(各年度末現在)

平成23年は8月末現在のデータを利用





(2) 年齢別手帳所持者人数

年齢別に手帳所持者人数をみると、身体障害者手帳所持者は比較的年齢が高い層、療育手帳所持者は比較的年齢が低い層、精神障害者保健福祉手帳所持者は35～49歳までの働き盛りの層の割合が高くなっていることがわかります。

単位：人

年齢	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
0～4歳	16	19	0	35
5～9歳	23	56	2	81
10～14歳	17	67	2	86
15～19歳	10	57	0	67
20～24歳	12	29	1	42
25～29歳	24	38	6	68
30～34歳	29	28	12	69
35～39歳	54	36	23	113
40～44歳	53	28	24	105
45～49歳	65	10	25	100
50～54歳	59	9	8	76
55～59歳	128	5	15	148
60～64歳	258	3	9	270
65～69歳	236	3	5	244
70～74歳	333	3	15	351
75～79歳	313	1	3	317
80歳以上	556	0	1	557
合計	2,186	392	151	2,729

平成23年8月現在のデータを利用

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の人口は年々増加していることがわかります。

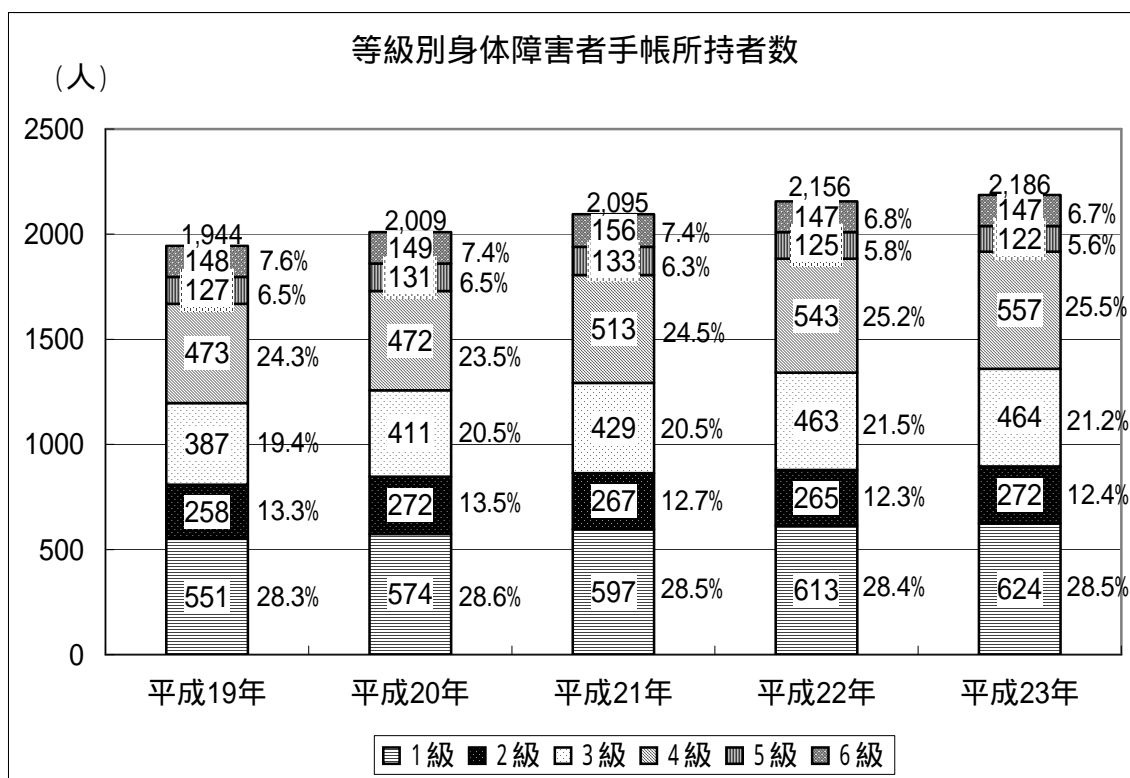
等級別に身体障害者手帳所持者の推移をみると、1～4級については、平成19年～23年の5年間で手帳所持者数が増加傾向にあります。特に「3級」は5年間で19.9%、「4級」は17.8%と増加率が高いことがわかります。

単位：人

等級	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	551	574	597	613	624
2級	258	272	267	265	272
3級	387	411	429	463	464
4級	473	472	513	543	557
5級	127	131	133	125	122
6級	148	149	156	147	147
合計	1,944	2,009	2,095	2,156	2,186

(各年度末人口)

平成23年は8月現在のデータを利用



### 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

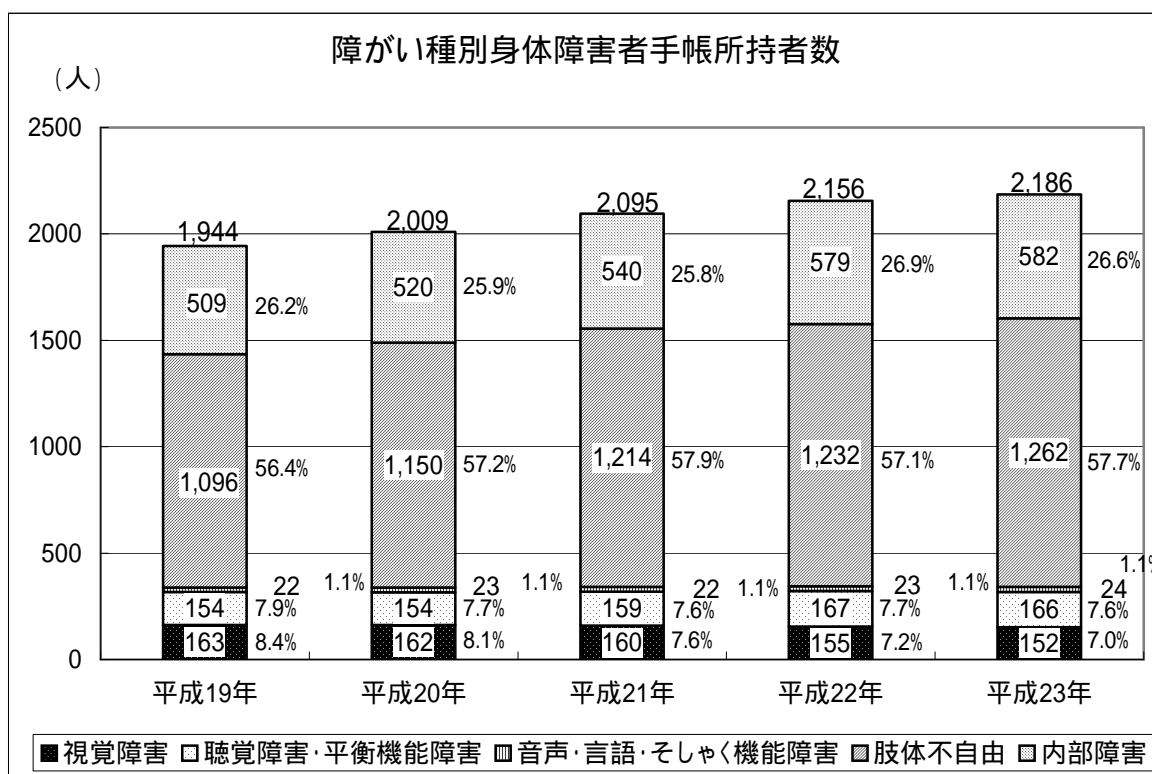
障がい種別で手帳所持者の状況をみると、「肢体不自由」が約半数を占めており、次に「内部障害」の順で多くなっています。また、「視覚障害」以外については、増加傾向にあることがわかります。その中でも「肢体不自由」は5年間で15.1%、「内部障害」は14.3%と高い増加率を示しています。

単位：人

障害種別	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
視覚障害	163	162	160	155	152
聴覚障害・平衡機能障害	154	154	159	167	166
音声・言語・そしゃく機能障害	22	23	22	23	24
肢体不自由	1,096	1,150	1,214	1,232	1,262
内部障害	509	520	540	579	582
合計	1,944	2,009	2,095	2,156	2,186

(各年度末人口)

平成 23 年は 8 月現在のデータを利用



(4) 療育手帳所持者の状況

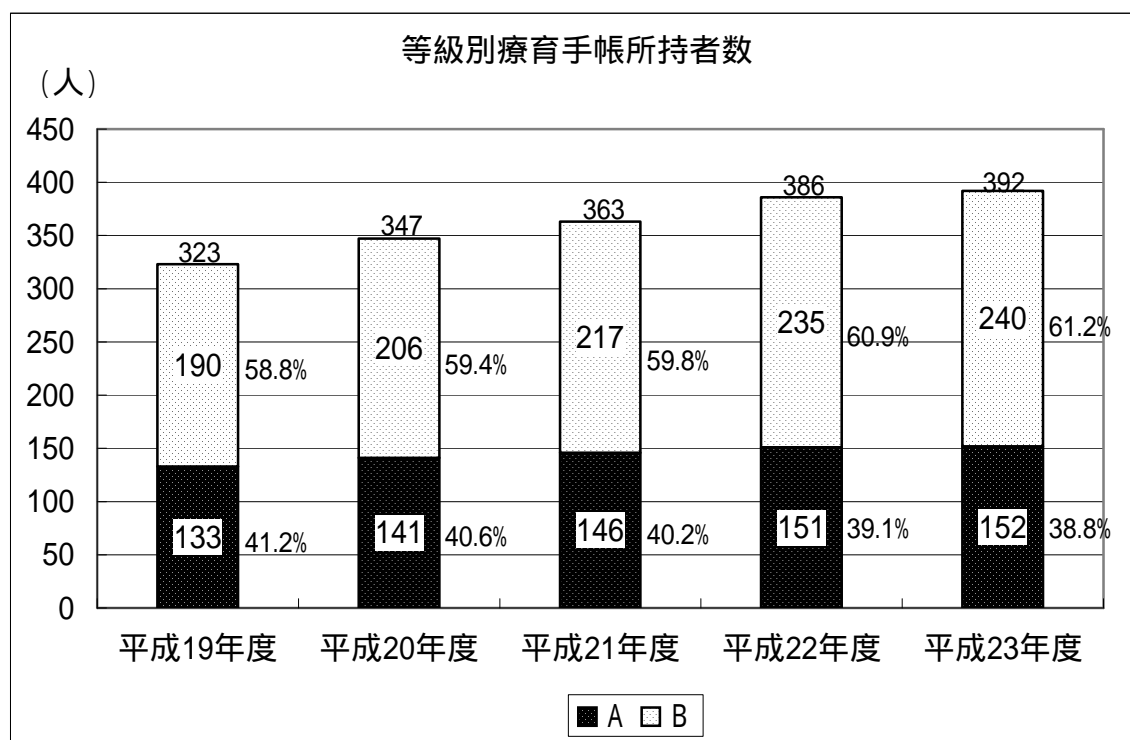
療育手帳所持者は年々増加しています。中でもB判定の手帳所持者の割合が高く、軽度の知的障がいのある人が増えていることがわかります。

単位：人

等級	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A	133	141	146	151	152
B	190	206	217	235	240
合計	323	347	363	386	392

(各年度末人口)

平成23年は8月現在のデータを利用



(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

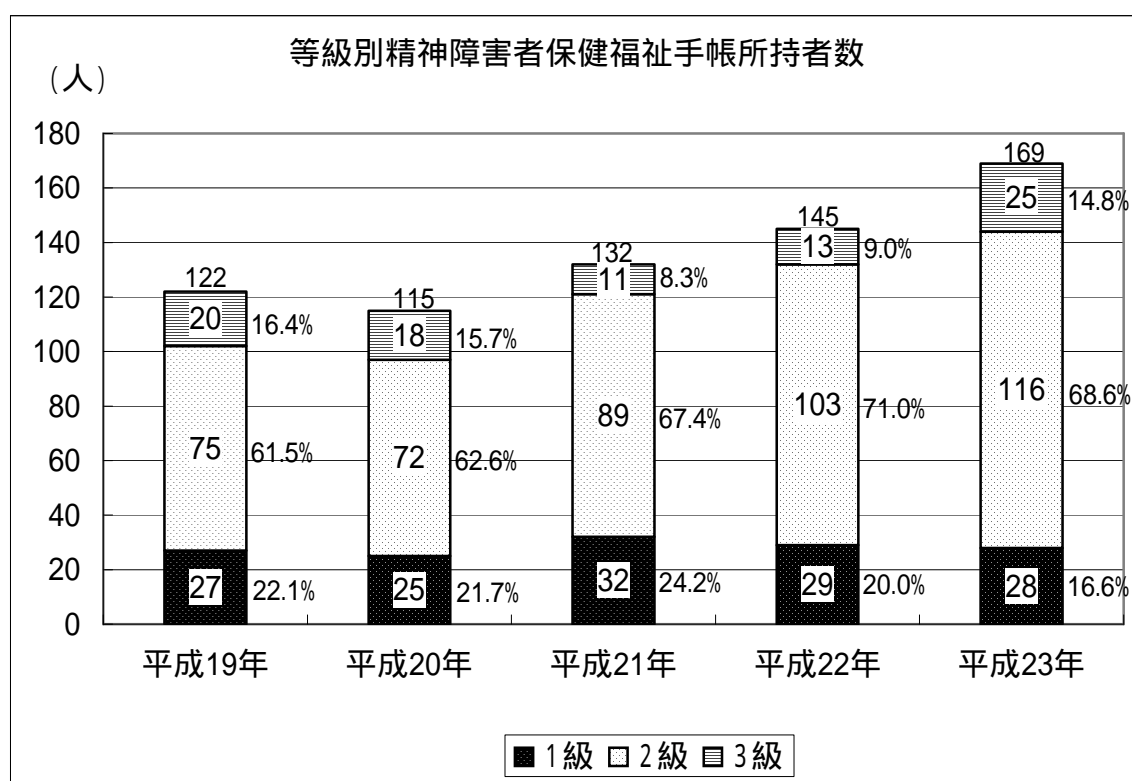
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者の数は年々増加しています。等級別にみると、「2級」の手帳所持者の割合が一番高く、「1級」、「3級」の順となっています。近年、増加傾向にあるといわれているうつ病などの精神疾患により、手帳の申請を行う人が増えているためであると考えられます。

単位：人

等級	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	27	25	32	29	28
2級	75	72	89	103	116
3級	20	18	11	13	25
合計	122	115	132	145	169

(各年6月末現在)



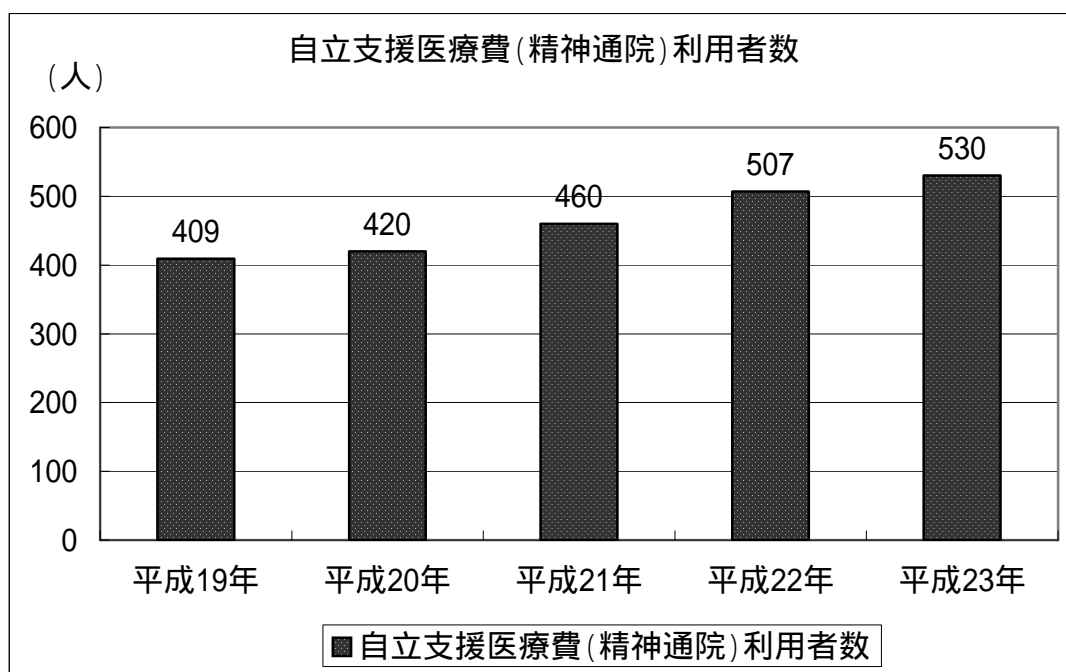
### 自立支援医療費（精神通院）利用者数

自立支援医療費（精神通院）制度とは、精神疾患のための通院医療費自己負担額の一部を公費負担し、医療費の軽減を図る制度ですが、利用者数は年々増加傾向にあることがわかります。

単位：人

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
自立支援医療費 （精神通院） 利用者数	409	420	460	507	530

(各年 6 月末現在)



### 3 アンケートで見る本市の障がいのある人の状況

#### (1) 計画策定に向けたアンケート調査の結果

第3期計画を策定するにあたり、障がいのある人の意向を把握し、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるための基礎資料を得ることを目的に、下記の内容によりアンケート調査を実施しました。

#### 調査の概要

調査対象	香芝市内在住で、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方全員。 香芝市で身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、施設に入所している方全員。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	調査票発送 平成23年8月22日 回答締切 平成23年9月5日 お礼兼お願い状発送 平成23年9月15日 回答締切 平成23年9月26日
対象者数	全体：2,695 居宅の方：2,632 施設入所の方：63
有効回答者数	全体：1,642 居宅の方：1,593 施設入所の方：49
回答率	全体：60.9% 居宅の方：60.5% 施設入所の方：77.8%
調査の主な内容	(ア) 回答者属性 (イ) 日中活動や就労について (ウ) 悩みや困り事について (エ) 権利擁護について (オ) 障がい福祉サービスについて (カ) 外出環境について (キ) 災害について (ク) 情報提供について (ケ) 地域福祉や障がいの理解について (コ) 介護者・支援者の意向について

グラフ上のNまたはnは有効回答者数を表しています。

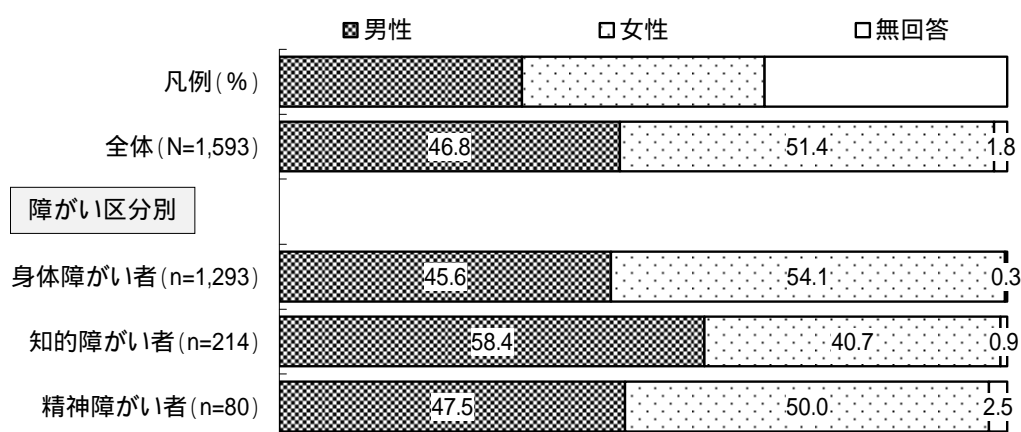
## (2) アンケート調査結果の概要 (居宅の方)

### 回答者の基本属性

#### ア. 性別

回答者の性別の割合は女性のほうが多く、「男性」が46.8%、「女性」が51.4%となっています。

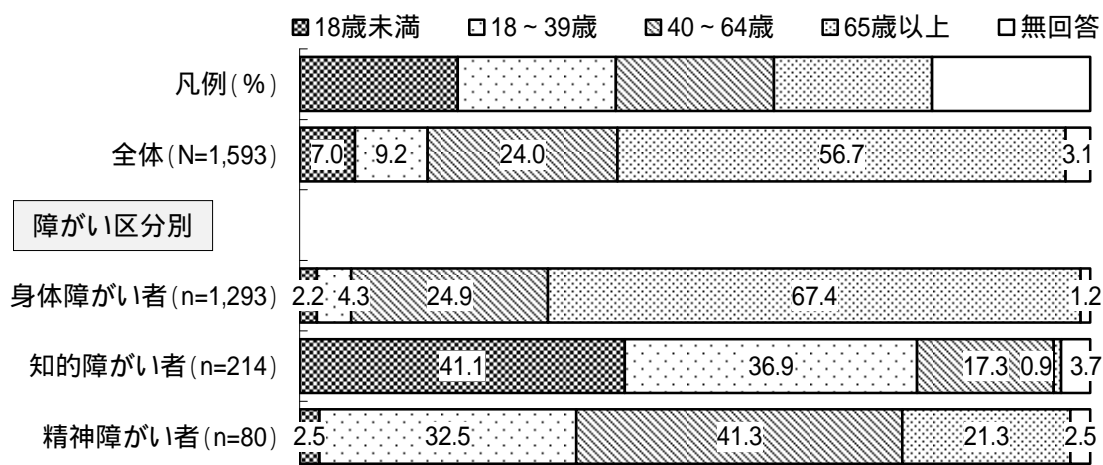
障がい区分別では、知的障がい者で「男性」の割合が約6割と他に比べてやや高い結果となりました。



#### イ. 年齢

回答者の年齢は「65歳以上」の割合が56.7%と最も高く、ついで「40～64歳」(24.0%)が続き、「39歳以下」は合計で16.2%となっています。

身体障がい者では7割近くが「65歳以上」で高齢化が顕著になっています。一方、知的障がい者は「18歳未満」が4割以上を占めており、他に比べて比較的若い年齢層が多い結果となりました。

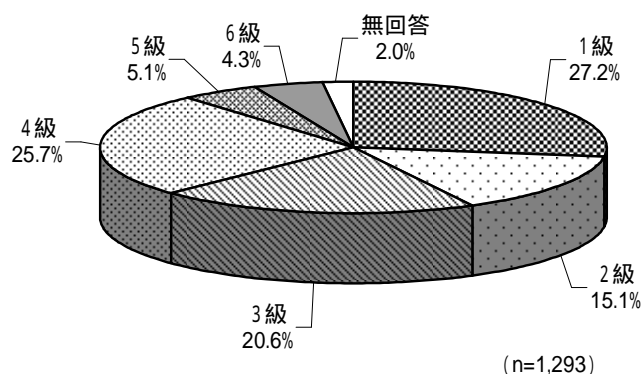




### ウ．所持手帳の等級

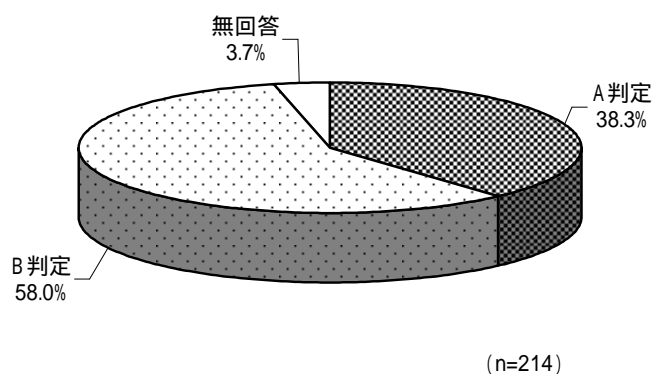
#### 身障者手帳

身体障害者手帳の等級は、「1級」の割合が27.2%と最も高く、次いで「4級」(25.7%)、「3級」(20.6%)、「2級」(15.1%)の順となっています。



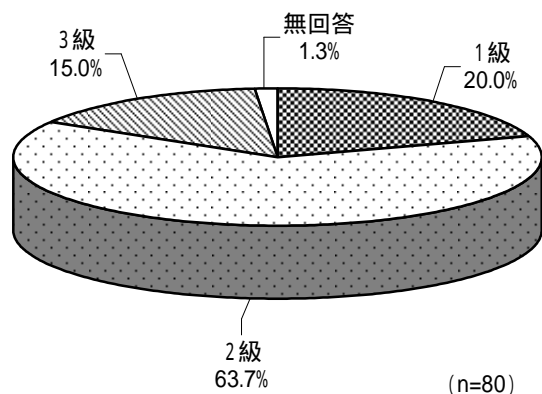
#### 療育手帳

療育手帳の等級は、「B判定」の割合が58.0%、「A判定」が38.3%となっています。



#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」の割合が63.7%と最も高く、次いで「1級」(20.0%)、「3級」(15.0%)の順となっています。



## 障がい福祉サービスの利用状況と利用希望

### ア．障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用状況について、サービスを「利用していない」、もしくは「無回答」と答える人の割合が高い結果となりました。

障がい福祉サービスの「利用している」割合を見ると、高い順に「1．居宅介護（ホームヘルプ）」（8.2%）、「5．短期入所（ショートステイ）」（6.0%）、「21．日常生活用具の給付」（5.5%）の順となっています。



## イ．今後のサービス利用希望

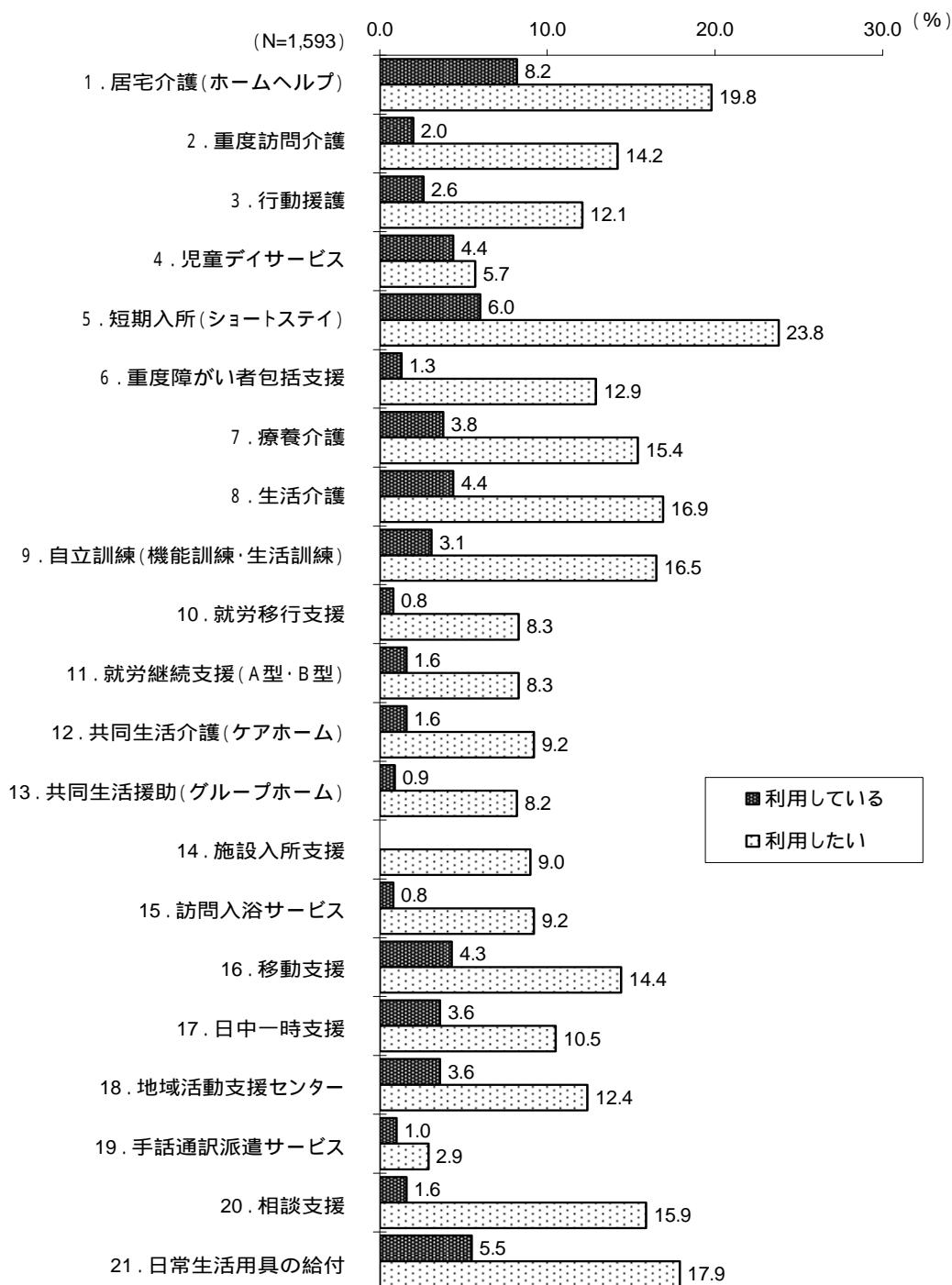
今後のサービス利用希望について、どのサービスについても「利用しない」、「わからない」と答えた人の割合が「利用したい」と答えた人の割合を上回る結果となりました。

「利用したい」と答えた割合をみると、高い順に「5．短期入所（ショートステイ）」(23.8%)、「1．居宅介護（ホームヘルプ）」(19.8%)、「21．日常生活用具の給付」(17.9%)、「8．生活介護」(16.9%)、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」(16.5%)の順となっています。



### ウ．現在の利用と今後のサービス利用希望比較

いずれの障がい福祉サービスも、現在「利用している」割合よりも今後「利用したい」と希望する割合のほうが高い結果となっており、障がい福祉サービス等の提供を求める人が多いことがわかります。

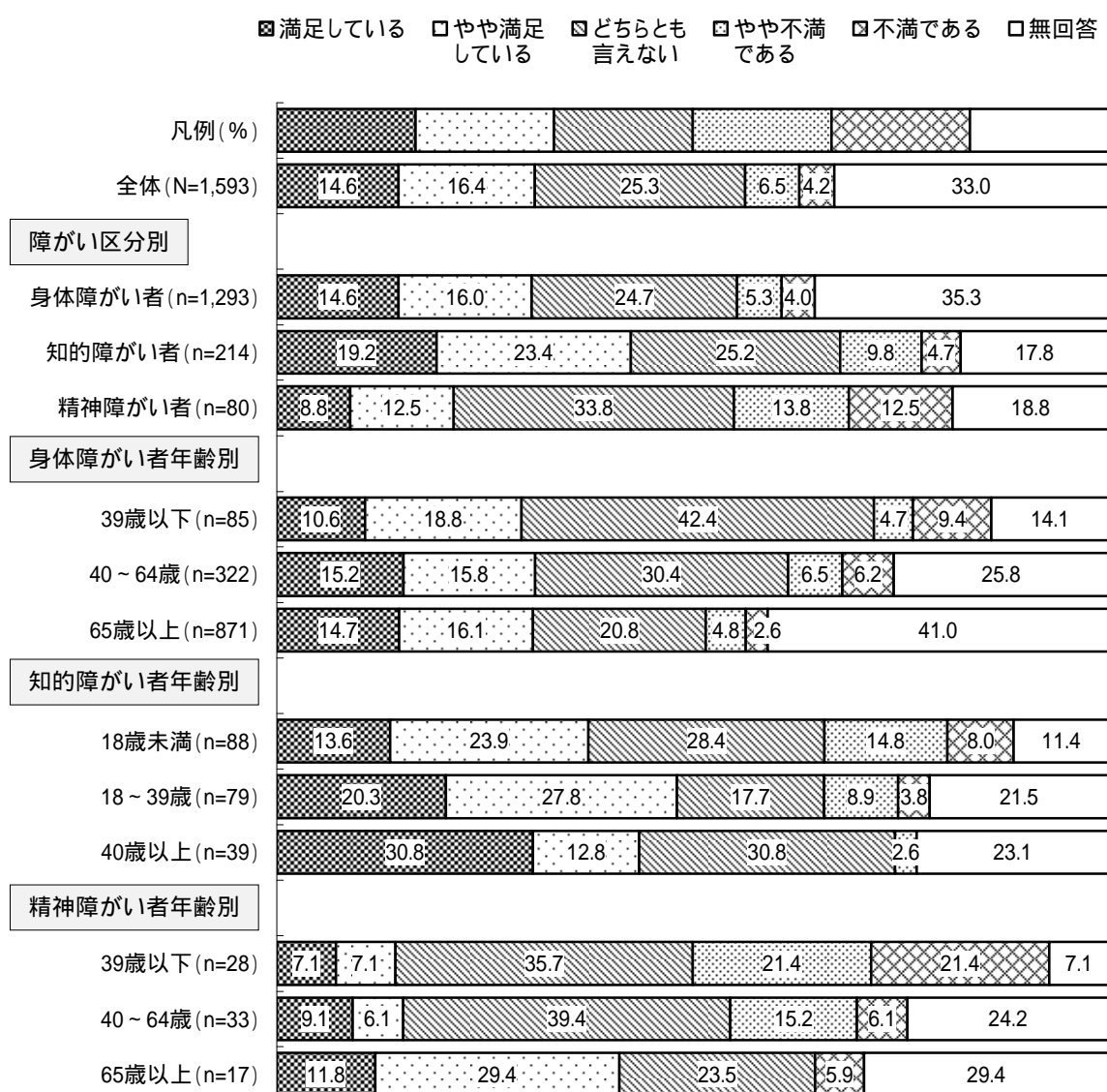


## エ．現在受けている障がい福祉サービスの満足度

### 単純集計

現在受けている障がい福祉サービスの満足度については、「どちらとも言えない」が25.3%ととなっているものの、「満足している」(14.6%)と「やや満足している」(16.4%)の合計は31.0%となっており、「やや不満である」(6.5%)と「不満である」(4.2%)の合計10.7%を上回っています。

障がい区分別では、知的障がい者での満足度は高い一方で、精神障がい者では不満足度がやや高い結果となりました。また、年齢別では、年齢が上がるほど、不満を感じる割合はおおむね下がる傾向がみられます。



## クロス集計

障がいの等級別に、現在受けている障がい福祉サービスの満足度をみると、身体障がい者及び知的障がい者において、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合が、等級が上がるほどおおむね高くなる傾向にあります。中でも、知的障がい「A判定」の方については、「満足している」「やや満足している」の合計が56.1%と高い数値となっています。精神障がい者については満足度が「2級」(25.5%)、「1級」(18.8%)、「3級」(8.3%)の順になっています。特に「3級」については「やや不満である」「不満である」と答えた人の割合が50.0%と高い結果になっています。

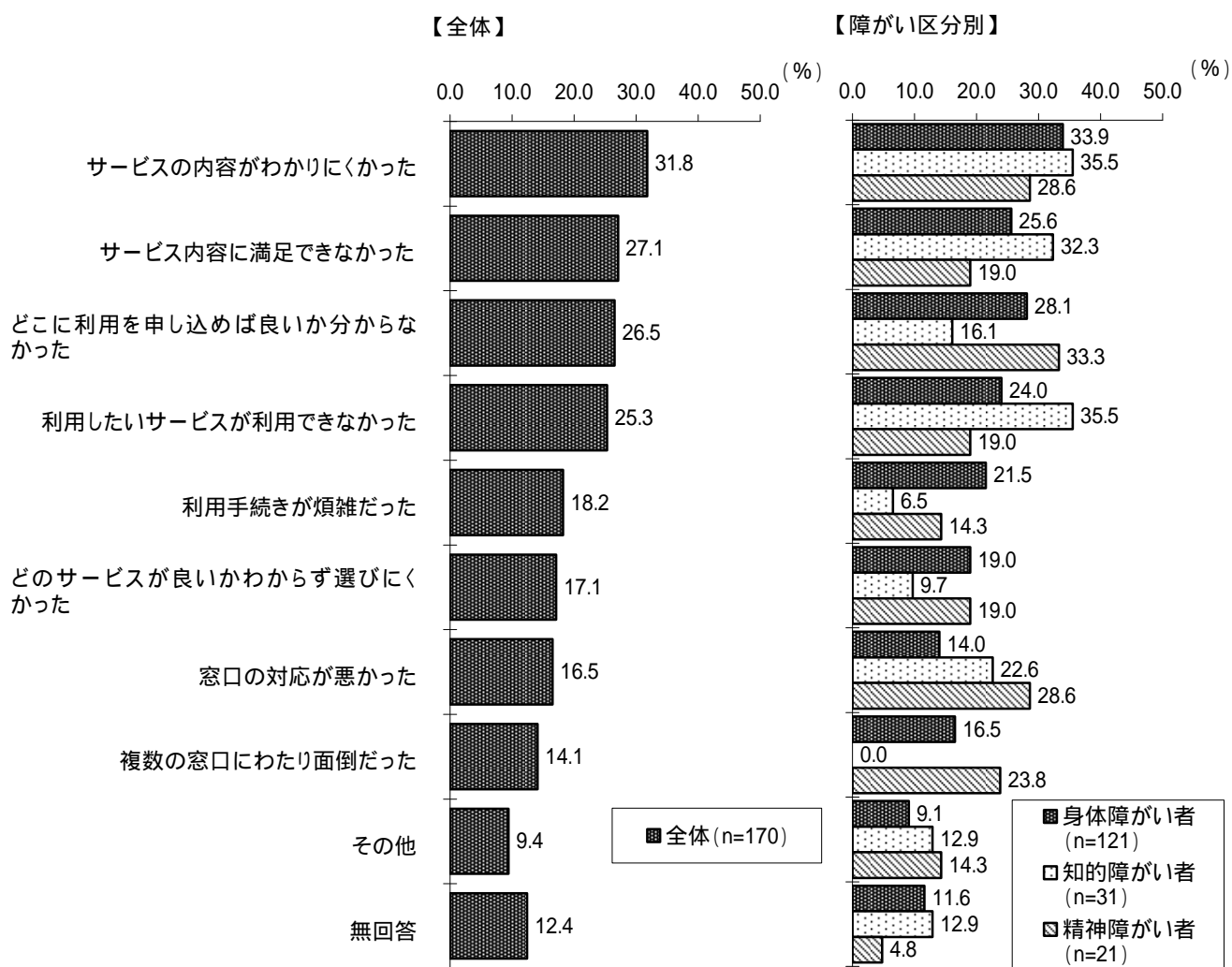
### 【障がいの等級別クロス集計】

	サンプル数	満足している	やや満足している	どちらとも言えない	やや不満である	不満である	無回答
全体	100.0 1593	14.6 233	16.4 262	25.3 403	6.5 103	4.2 67	33.0 525
<b>所持手帳の等級別</b>							
身体障がい者	100.0 1293	14.6 189	16.0 207	24.7 319	5.3 69	4.0 52	35.3 457
1級	100.0 352	15.1 53	21.3 75	21.0 74	7.1 25	3.7 13	31.8 112
2級	100.0 195	13.8 27	20.0 39	25.1 49	5.6 11	4.1 8	31.3 61
3級	100.0 267	12.7 34	12.0 32	25.5 68	3.7 10	4.1 11	41.9 112
4級	100.0 332	17.5 58	13.3 44	25.9 86	5.1 17	3.0 10	35.2 117
5級	100.0 66	10.6 7	12.1 8	36.4 24	3.0 2	4.5 3	33.3 22
6級	100.0 55	9.1 5	10.9 6	21.8 12	7.3 4	5.5 3	45.5 25
知的障がい者	100.0 214	19.2 41	23.4 50	25.2 54	9.8 21	4.7 10	17.8 38
A判定	100.0 82	22.0 18	34.1 28	22.0 18	8.5 7	6.1 5	7.3 6
B判定	100.0 124	17.7 22	16.9 21	28.2 35	10.5 13	4.0 5	22.6 28
精神障がい者	100.0 80	8.8 7	12.5 10	33.8 27	13.8 11	12.5 10	18.8 15
1級	100.0 16	12.5 2	6.3 1	12.5 2	12.5 2	6.3 1	50.0 8
2級	100.0 51	9.8 5	15.7 8	41.2 21	9.8 5	11.8 6	11.8 6
3級	100.0 12	0.0 0	8.3 1	33.3 4	33.3 4	16.7 2	8.3 1

## オ．障がい福祉サービスの不満理由

障がい福祉サービスの不満理由については、「サービスの内容がわかりにくかった」が31.8%と最も高く、「サービス内容に満足できなかった」(27.1%)、「どこに利用を申し込めば良いか分からなかった」(26.5%)、「利用したいサービスが利用できなかった」(25.3%)の順となっています。

障がい区分別では、知的障がい者で「利用したいサービスが利用できなかった」の割合が比較的高くなっています。

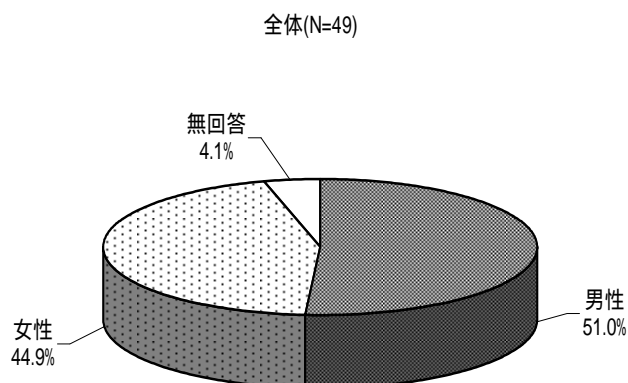


### (3) アンケート調査結果の概要 (施設入所の方)

#### 回答者の基本属性

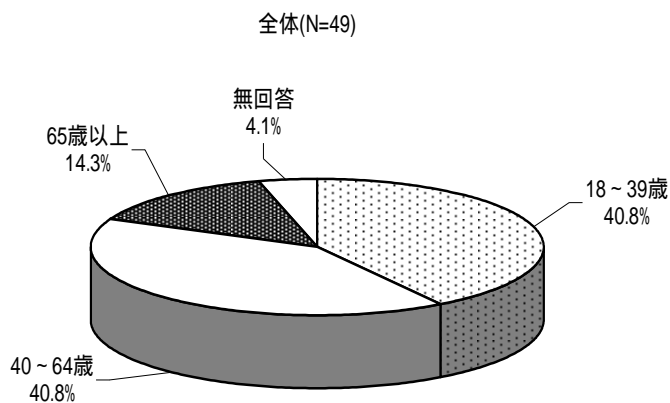
##### ア. 性別

回答者の性別の割合は男性のほうがやや多く、「男性」が 51.0%、「女性」が 44.9%となっています。



##### イ. 年齢

回答者の年齢は「18～39歳」、「40～64歳」の割合が各 40.8%、「65歳以上」は 14.3%となっています。居宅で生活している回答者は「65歳以上」の割合が高い結果となりましたが、施設入所の回答者は比較的若い結果となっています。

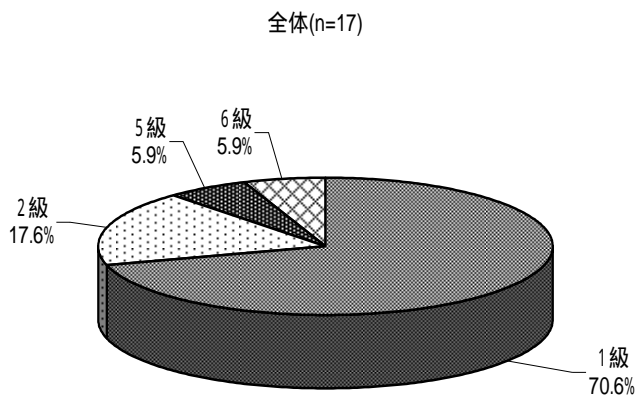




### ウ．所持手帳の等級

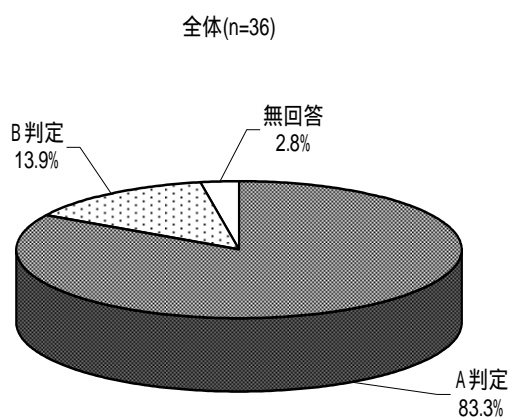
#### 身体障害者手帳

身体障害者手帳の等級は、「1級」の割合が70.6%と最も高く、次いで「2級」(17.6%)、「5級」、「6級」(各5.9%)となっています。



#### 療育手帳

療育手帳は、「A判定」の割合が83.3%、「B判定」が13.9%となっています。

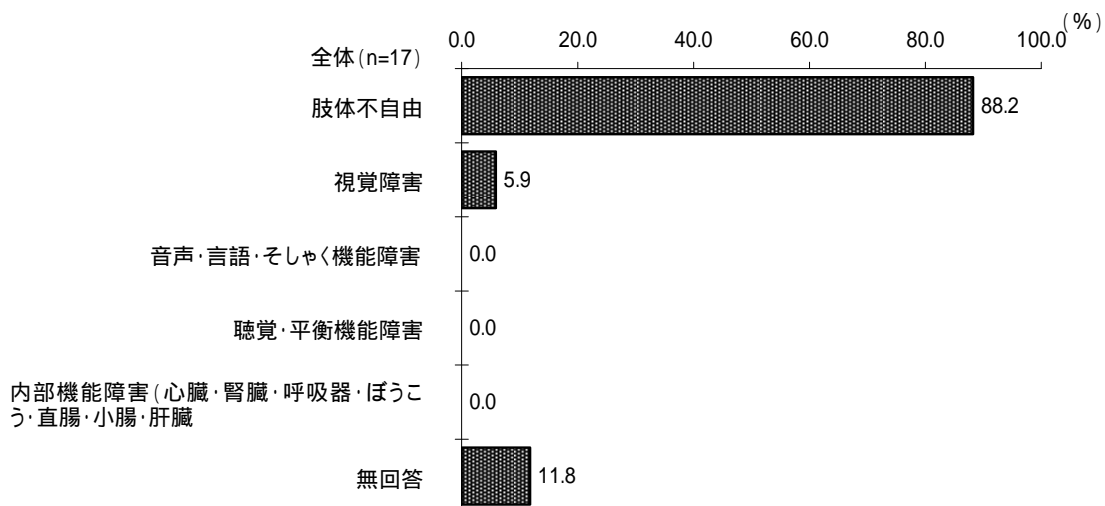


#### 精神障害者保健福祉手帳

施設入所の方向けのアンケートでは、精神障害者保健福祉手帳所持者の回答者がいませんでした。

## エ．障がいの種類（身体障がい者）

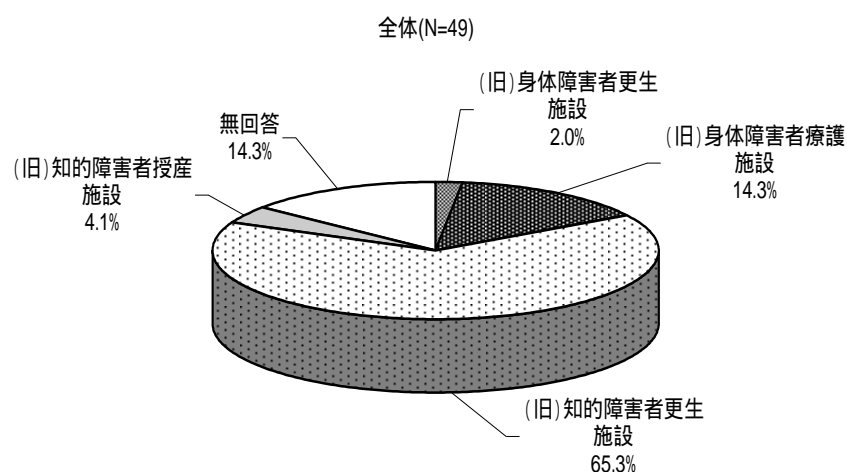
身体障がい者の障がいの種類は、「肢体不自由」が88.2%となっており、圧倒的に高い結果となっています。



## 施設について

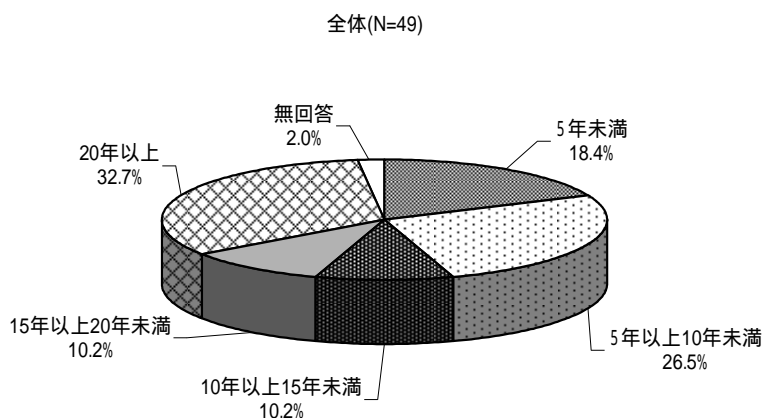
### ア．入所施設の種類の種類

入所施設の種類の種類については、「(旧)知的障害者更生施設」が65.3%と最も高く、次いで「(旧)身体障害者療護施設」(14.3%)、「(旧)知的障害者授産施設」(4.1%)、「(旧)身体障害者更生施設」(2.0%)の順となっています。



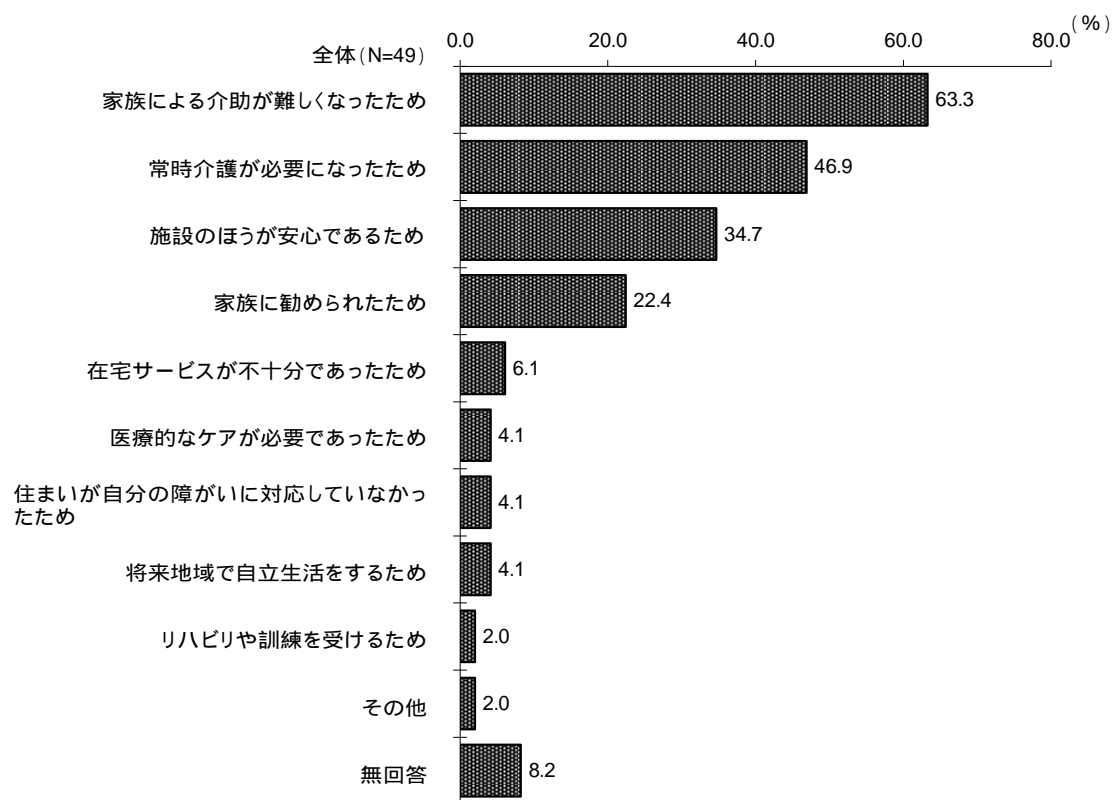
## イ．入所期間

入所期間については、「20年以上」の割合が32.7%と最も高く、次いで「5年以上10年未満」(26.5%)、「5年未満」(18.4%)の順となっています。



## ウ．施設入所決定理由

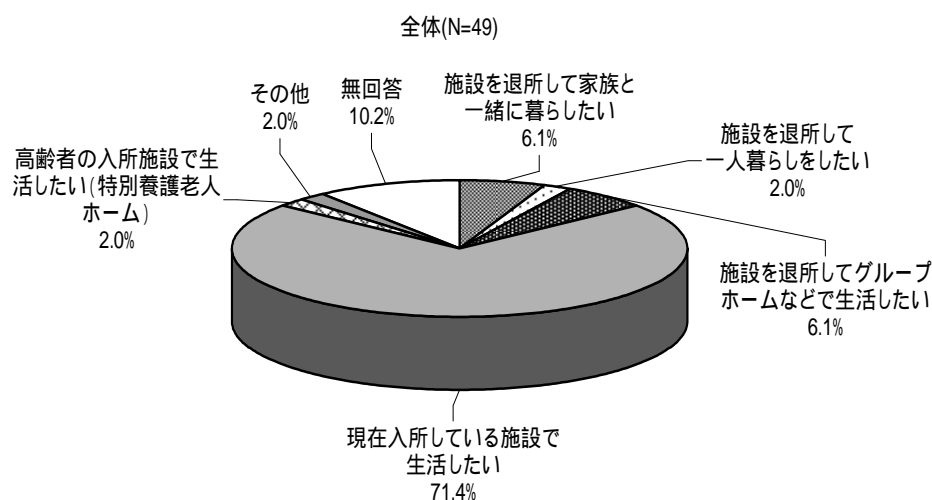
施設入所決定理由については、「家族による介助が難しくなったため」が63.3%と最も高く、次いで「常時介護が必要になったため」(46.9%)、「施設のほうで安心であるため」(34.7%)、「家族に勧められたため」(22.4%)の順となっています。



## 将来について

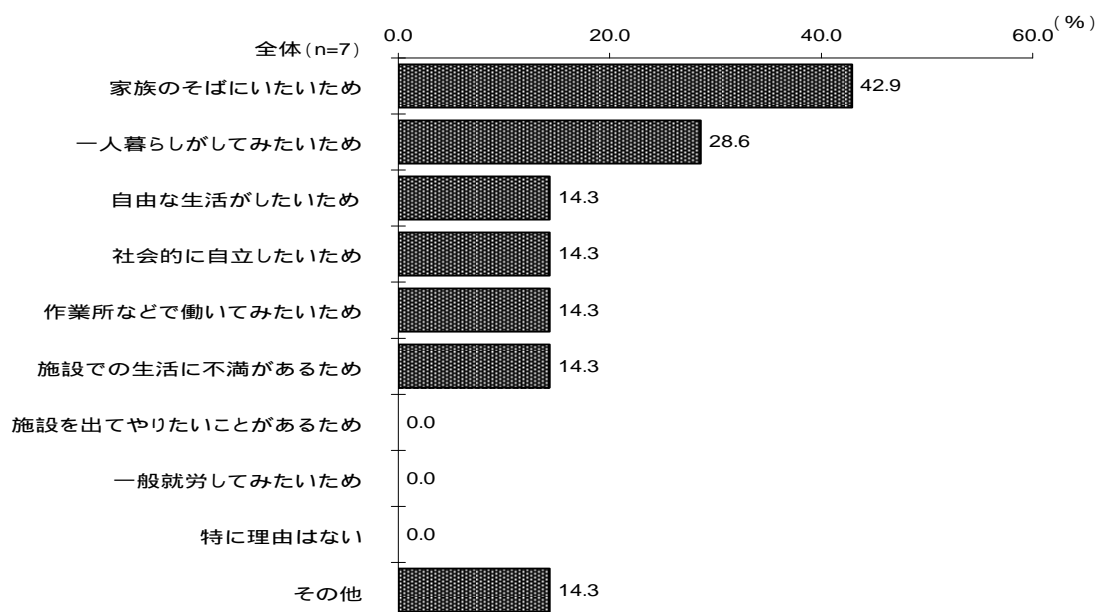
### ア．将来の生活展望

将来の生活展望については、「現在入所している施設で生活したい」が71.4%と圧倒的に高い結果となっています。一方、「施設を退所して家族と一緒に暮らしたい(6.1%)」「施設を退所して一人暮らしをしたい(2.0%)」「施設を退所してグループホームなどで生活したい(6.1%)」を合わせると、『退所希望』の割合は14.2%となっています。



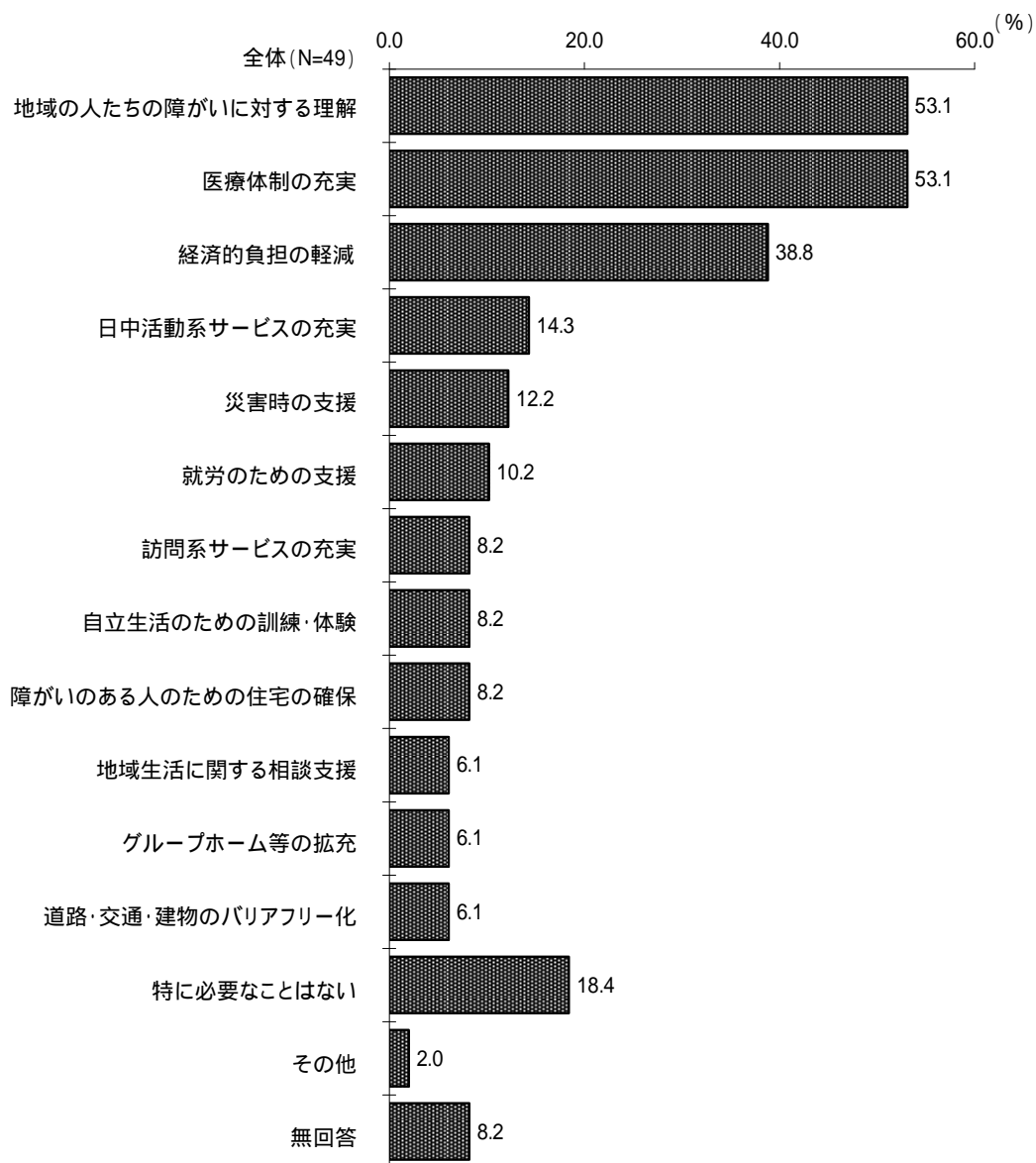
### イ．退所したい理由

退所したい理由については、「家族のそばにいたいため」が42.9%と最も高く、次いで「一人暮らしがしてみたいため」(28.6%)が続きました。



## ウ．障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと

障がいのある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」、「医療体制の充実」が各 53.1%となっており、次いで「経済的負担の軽減」(38.8%)が続く結果となりました。



### 第3章 第3期障害福祉計画の目標値の設定

厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等、各項目に関する考え方が示されており、これを基本としながら、これまでの実績と地域の実情に応じた数値目標を設定するよう示されています。

本市では障がいのある人等、市民の福祉ニーズや、これまでの障がい福祉政策の進捗状況等を踏まえながら、以下の通り数値目標を設定し、その達成のために必要な施策を推進していきます。

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 26 年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定するとしています。目標値の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が、地域生活へ移行すること及び平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から 1 割以上減少させることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

本市では、施設入所者に対し、障がい者福祉に関するアンケート調査を行っており、将来の生活展望について、「施設を退所して家族と一緒に暮らしたい」(6.1%)、「施設を退所して一人暮らししたい」(2.0%)、「施設を退所してグループホームなどで生活したい」(6.1%)となっており、施設を退所し、地域で生活したいと答える人が、全体の約 14%となりました。

また、福祉施設入所者の地域生活への移行に関して、第 1 期計画の策定時点(平成 17 年 10 月時点)の施設入所者数は 62 名で、平成 23 年度末の利用人数を 67 名としていますが、実績は平成 23 年 10 月時点で 51 名となり、11 名減少しています。この中で、施設入所者の地域移行については、目標 4 名に対して、実績は 10 名となっています。

以上、市の実情を踏まえ、平成 26 年度末の福祉施設入所者数を 49 名、削減見込を 13 名、地域生活移行者の目標値を 13 名としています。

### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の福祉施設入所者数 (A)	62 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度末の福祉施設入所者数 (B)	49 人	平成 26 年度末時点の利用人数
【目標値】 純減見込 (A - B) (C)	13 人 21.0%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D)	13 人	施設入所から GH・CH 等へ移行した人の数

## 2 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標設定に当たっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

本市では、在宅や特別支援学校から企業等に就職した人の成果はあるものの、福祉施設からは難しく、平成 17～23 年度末の移行者は 7 人となっています。

このような実情を踏まえ、平成 26 年度末における移行者数は 4 人としています。

### 【数値目標の設定】

項目	数 値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数 (A)	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成 26 年度の一般就労移行者数 (B)	4 人 (倍)	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

## 3 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、平成 26 年度末に 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

就労移行支援は企業への雇用または在宅就労が見込まれる人に対する支援ですが、本市においては平成 23 年 10 月時点での利用者は 14 人となっています。

この実情を踏まえ、平成 26 年度末における福祉施設利用者数を 144 人とし、うち、本事業の利用者数 17 人 (11.8%) を目標値とします。

### 【数値目標の設定】

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数 (A)	144 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数	17 人 11.8 (%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数



#### 4 就労継続支援(A型)の利用者の割合

国の基本指針では、就労継続支援事業の利用者のうち、平成26年度末に3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

就労継続支援(A型)を実施する事業所は奈良県内ではまだ少ない状況ではありますが、利用希望者や相談の内容に応じて障がいのある人の働くニーズに応えられるよう、既存事業所と連絡調整を図りながら円滑なサービス提供に努めるとともに、サービス提供の計画がある事業所には積極的に支援するよう図ります。

本市において平成23年10月時点の就労継続支援(A型)の利用者数は8人、就労継続支援(B型)の利用者数は42人となっており、今後も就労継続支援B型の利用者数が増加する見込みとなっています。

このような実情を踏まえ、平成26年度末における就労継続支援(A型)の利用人数を15人とします。

##### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者 (A)	15人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者 (B)	55人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者 (C)	70人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数
【目標値】 平成26年度の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 (A)/(B) (D)	27.2%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する人の割合

## 第4章 第2期計画の実績及び第3期計画の見込量と確保の方策

### 1. 香芝市の障がい福祉サービス等の体系

障害者自立支援法では、身体、知的、精神障がい種別ごとではなく、一元的に福祉サービスが提供される仕組みとなっており、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の状況に応じて市町村が独自に決定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

自立支援給付は、介護の支援を受けるための「介護給付」、訓練等の支援を受けるための「訓練等給付」、更生医療、育成医療、精神通院医療の「自立支援医療」、補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分かれます。

地域生活支援事業は、市が実施主体となる法定化された事業であり、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」が必須事業とされており、その他の事業は市町村の判断により実施する事業となっています。

平成22年12月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)」により、障害者自立支援法の一部が改正されました。具体的には、平成23年10月より「介護給付」の中に重度視覚障がい者の移動支援を行う「同行援護」が創設されました。また、平成24年4月からはサービス等利用計画作成の対象者が障がい福祉サービスを利用する全ての人に拡大され支給決定プロセスが見直しされるとともに、自立支援協議会が法定化されるなど相談支援体制の充実が図られています。さらに、障害児支援の強化を図るため、障がい種別ごとに分かれた施策体系について、通所・入所の利用形態の別により、一元化が図られ、市町村は通所サービスの実施主体となるように定められました。

第3期計画の策定にあたっては、このような内容を踏まえた形としており、第4章では自立支援給付、地域生活支援事業のサービスごとに各サービスの内容、第2期計画の進捗状況と評価、第3期計画の見込量とサービス確保のための方策について記載しています。

【香芝市の障害福祉サービス体系】

給付体系			対象			
			身体	知的	精神	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護			
			重度訪問介護			
			行動援護			
			同行援護			
			生活介護			
			療養介護			
			短期入所			
			重度障害者等包括支援			
			共同生活介護			
			施設入所支援			
			訓練等給付	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）					
	就労移行支援					
	就労継続支援（A型）					
	就労継続支援（B型）					
	共同生活援助					
	相談支援	計画相談支援				
		地域移行支援				
		地域定着支援				
	自立支援医療	（旧）更生医療				
		（旧）育成医療				
		（旧）精神通院医療				
	補装具	補装具				
地域生活支援事業	市町村 地域生活 支援事業	相談支援事業				
		成年後見制度利用支援事業				
		コミュニケーション支援事業				
		日常生活用具給付等事業				
		移動支援事業				
		地域活動支援センター事業				
		訪問入浴サービス事業				
		更生訓練費等給付事業				
		日中一時支援事業				
		社会参加促進事業				

## 2. 自立支援給付

### (1) 訪問系サービス

#### サービス内容

サービス名	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴・排泄・食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由であって、常に介護を必要とする人に対し、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行います。
行動援護	著しい行動障がいや有する知的障がい者・精神障がい者で、常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険の回避のための援護などの支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者などに外出において同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障がいのある人であって、その必要度が著しく高い人に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

第2期計画の進捗状況と評価

第2期計画の進捗状況

(月平均)

年度		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
項目					
居宅介護	見込	時間分	1,626	1,820	2,016
重度訪問介護		利用者数(人)	58	65	72
行動援護					
重度障害者等包括支援	実績	時間分	1,231	1,295	1,283
		利用者数(人)	45	54	56
重度訪問介護		時間分	0	0	76
		利用者数(人)	0	0	1
行動援護		時間分	122	166	204
		利用者数(人)	6	8	9
重度障害者等包括支援		時間分	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0
計		時間分	1,353	1,461	1,563
		利用者数(人)	51	62	66

平成23年度の数値は4月～12月の利用実績を1月あたりに換算して算出

評価

- ・ 全体的に見込量よりも利用実績が下回る結果となりました。
- ・ 重度訪問介護と行動援護について、年々実績値は伸びていますが、計画で想定していたほど伸びなかったため、見込量よりも下回っています。
- ・ 重度障害者等包括支援については、利用ニーズがほとんどなく、利用実績がありませんでした。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

(月平均)

項目	年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	時間分		1,500	1,625	1,750
	利用者数(人)		60	65	70
重度訪問介護	時間分		80	80	160
	利用者数(人)		1	1	2
行動援護	時間分		210	231	252
	利用者数(人)		10	11	12
同行援護	時間分		210	252	302
	利用者数(人)		16	19	23
重度障害者等包括支援	時間分		0	0	0
	利用者数(人)		0	0	0
計	時間分		2,000	2,188	2,464
	利用者数(人)		87	96	107

#### サービス見込量の算出について

- ・ 訪問系サービスの見込量については平成21年度からの利用実績をもとにサービスごとに考慮して算出しました。
- ・ 居宅介護・・・障がいのある人の増加による新規利用者を見込み、サービス量を決定しています。1人あたり25時間/月のサービス量と見込んでいます。
- ・ 重度訪問介護・・・過去の実績から、大幅な増加はないと見込んでいます。
- ・ 行動援護・・・過去の実績から、1人/年の増加を見込んでいます。サービス量については、1人あたり21時間/月のサービス量を見込んでいます。
- ・ 同行援護・・・平成23年10月から開始されたサービスです。新規利用者を4～7人/年で見込んでいます。
- ・ 重度障害者等包括支援・・・過去に利用実績がないことや、実施している施設が市内にないため、計画期間内の利用は見込んでいません。

#### サービス確保のための方策

- ・ 障がいのため、日常生活を営むのに支障がある人が地域生活を維持できるよう、必要なサービス量を確保します。
- ・ 今後、障がいのある人の地域生活への移行が進むとともに利用の増加が予想されるため、介護保険サービス提供事業所(訪問介護事業所)との連携及び参入促進を図りながら、見込量の確保に努めます。
- ・ 必要に応じてサービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ・ 自立支援法の一部改正により新たに創設された同行援護については、制度の内容を周知し、利用の促進を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

### サービス内容

サービス名	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴・排泄・食事の介護や創作的活動、生活活動の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がいのある人であって、就労を機能する人に対し、生活活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事務所に雇用されることが困難な障がいのある人を雇用し、生活活動その他を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用にはいたらないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し、就労の機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって、常に介護を必要とする人に対し、病院の施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下におかれる介護等の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病等の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、障害福祉施設に短期間入所させ、必要な介護の支援を行います。



第2期計画の進捗状況と評価

第2期計画の進捗状況

(月平均)

項目	年度		単位		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	見込	実績	実利用者数	人/月			
生活介護	見込	実利用者数	人/月	20	25	30	
		サービス量	人日/月	350	400	440	
	実績	実利用者数	人/月	43	47	63	
		サービス量	人日/月	760	866	1,168	
自立訓練 (機能訓練)	見込	実利用者数	人/月	1	2	2	
		サービス量	人日/月	20	44	44	
	実績	実利用者数	人/月	1	3	2	
		サービス量	人日/月	16	33	19	
自立訓練 (生活訓練)	見込	実利用者数	人/月	1	2	2	
		サービス量	人日/月	20	30	44	
	実績	実利用者数	人/月	4	6	5	
		サービス量	人日/月	64	99	85	
就労移行支援	見込	実利用者数	人/月	3	4	5	
		サービス量	人日/月	70	90	110	
	実績	実利用者数	人/月	12	11	14	
		サービス量	人日/月	227	202	293	
就労継続支援 (A型)	見込	実利用者数	人/月	7	10	15	
		サービス量	人日/月	30	60	110	
	実績	実利用者数	人/月	6	7	8	
		サービス量	人日/月	128	148	168	
就労継続支援 (B型)	見込	実利用者数	人/月	60	90	120	
		サービス量	人日/月	700	950	1210	
	実績	実利用者数	人/月	37	39	42	
		サービス量	人日/月	555	710	712	

項目	年度	単位		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	見込	実利用者数	人/月	3	4	6
	実績	実利用者数	人/月	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	見込	実利用者数	人/月	6	6	6
		サービス量	人日/月	8	9	10
	実績	実利用者数	人/月	13	11	14
		サービス量	人日/月	37	41	64

平成 23 年度の数値は 4 月～12 月の利用実績を 1 月あたりに換算して算出

人日/月は「月間利用人数」×「1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数」を表します。

#### 評価

- ・ 生活介護・短期入所の利用ニーズが高く、3 ヶ年ともに実績が見込量を大きく上回っています。生活介護の増加の理由については、旧法施設が生活介護を提供する新法施設に移行したためであると考えられます。
- ・ 自立訓練について、生活訓練の実績値が見込量を大きく上回っており、ニーズが高いことがわかります。また、機能訓練についてはほぼ見込量通りに実績値が伸びています。
- ・ 就労継続支援(A 型)について、現状対応している施設が少ないため、利用者数の実績に関しては見込量よりやや下回っていますが、サービス量は見込量を大きく上回っています。1 人あたりの利用するサービス量が多いことがわかります。
- ・ 就労継続支援(B 型)と療養介護の実績値は見込量よりも下回る結果となりました。

第3期計画の見込量とサービス確保の方策  
見込量

(月平均)

項目	年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	単位				
生活介護	実利用者数	人/月	70	80	90
	サービス量	人日/月	1,540	1,760	1,980
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	3	4	5
	サービス量	人日/月	66	88	110
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	6	8	10
	サービス量	人日/月	132	176	220
就労移行支援	実利用者数	人/月	15	16	17
	サービス量	人日/月	330	352	374
就労継続支援(A型)	実利用者数	人/月	10	13	15
	サービス量	人日/月	220	286	330
就労継続支援(B型)	実利用者数	人/月	45	50	55
	サービス量	人日/月	990	1,100	1,210
療養介護	実利用者数	人/月	8	9	9
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数	人/月	19	21	23
	サービス量	人日/月	78	85	95

サービス見込量の算出について

- ・ 日中活動系サービスの見込量の算出については、平成21年度からの利用実績及び旧法サービスからの移行者見込みをもとにサービスごとに考慮して算出しました。
- ・ 生活介護・・・旧法サービスからの移行者及び新規利用者を見込み、サービス量を算出しました。
- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・過去の実績から、利用者数は微増にしています。
- ・ 就労移行支援・・・過去の実績から、利用者数は微増にしています。また、1人あたり22日/月でサービス量を算出しました。

- ・ 就労継続支援(A型)・・・過去の実績から、利用者数は微増にしています。また、1人あたり22日/月でサービス量を算出しました。
- ・ 就労継続支援(B型)・・・過去の実績及び、新規手帳所持者増加による新規利用者を見込み、算出しました。また、1人あたり22日/月でサービス量を算出しています。
- ・ 療養介護・・・法改正に伴い、平成24年度から障がい児施設の成人利用者が、自立支援法への移行によって療養介護を利用することから、見込量は増加すると考えられます。
- ・ 短期入所(ショートステイ)・・・過去の実績から、微増で見込量を算出しました。

#### サービス確保のための方策

- ・ 障がいのある人やその家族などがその人にふさわしい事業所を選択することができるよう努めます。
- ・ 生活介護について、障がいのある人が生活する身近な場所での利用が可能になるよう、支援を行います。
- ・ 自立訓練(機能・生活訓練)について、障がいのある人が必要な訓練が受けられるよう、関係機関との連絡調整を行います。
- ・ 事業者と連携を図り、障がいのある人が一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業などを選択できるよう、必要な支援を行います。
- ・ 就労継続支援(A型)は、市内で対応している事業所がまだまだ少ない状況にあるため、関係機関と緊密に連携し、必要量の確保を図ります。
- ・ 療養介護について、制度改正に伴い、障がい児施設から移行する人が想定されるため、関係機関と連携し、利用者動向の把握と必要量の確保を図ります。
- ・ 短期入所については、関係機関と連携し、必要量の確保を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### サービス内容

サービス名	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない知的障がい者・精神障がい者につき、共同生活を営む住人において、相談その他日常生活の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を要する知的障がい者・精神障がい者につき、主として夜間に共同生活を営む住居において入浴・排泄・食事の介護を行います。

#### 第2期計画の進捗状況と評価

##### 第2期計画の進捗状況

(月平均)

項目		年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		単位	見込			
共同生活援助 共同生活介護	見込	人分		10	12	14
		箇所数		7	7	7
共同生活援助	実績	人分		1	1	1
		箇所数		0	0	0
共同生活介護	実績	人分		6	5	6
		箇所数		1	1	1

平成23年度の数値は4月～12月の利用実績を1月当たりに換算して算出  
人分とは「月間の利用人数」を表します。

#### 評価

- 共同生活援助、共同生活介護の利用人数を合わせても、見込量を下回っています。
- 共同生活援助、共同生活介護ともに障がいのある人が地域で安心して暮らせる住まいの場としてとても重要です。平成23年10月からグループホーム、ケアホームの家賃の助成制度が始まったため、今後、制度利用による利用者数の増加が考えられます。
- 共同生活援助については、市内で開設している施設がないため、市外での施設の利用となっています。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

(月平均)

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助	人分	10	12	15
共同生活介護	箇所数	2	2	3

#### サービス見込量の算出について

- ・ 過去の実績及び新規利用者や、病院・施設からの地域移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。
- ・ グループホーム・ケアホームの家賃助成制度利用による新規利用者の増加を見込んでいます。

#### サービス確保のための方策

- ・ 共同生活援助、共同生活介護については定員の拡大が見込まれていますが、障がいのある人の地域生活への移行が進むに伴い、地域生活に向けた訓練の場、又は生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予想されるため、定員拡大及び新規参入移行のある事業所が、円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、見込量の確保に努めます。

(4) 施設入所支援

サービス内容

サービス名	実施内容
施設入所	障がい者支援施設等に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に入浴・排泄・食事等の介護を行います。

第2期計画の進捗状況と評価

第2期計画の進捗状況

(月平均)

年度		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所	見込	人分	10	10	10
		箇所数	7	7	8
施設入所	実績	人分	31	36	37
		箇所数	1	1	1
旧法施設入所		人分	22	16	14
		箇所数	1	1	1

平成23年度の数値は4月～12月の利用実績を1月当たりに換算して算出  
人分とは「月間の利用人数」を表します。

評価

- ・ 香芝市内では、施設入所、旧法施設入所ともに1事業所しかないため、市外の施設を利用している人が大半となっています。
- ・ 施設入所の利用人数の実績は、見込量を大きく上回っています。これは旧法サービス事業所が新法に移行になったことにより、利用人数が増加しているためであると考えられます。
- ・ また、上記の理由で旧法施設入所サービス利用者は年々減少しています。この障がい福祉サービスについては平成23年度で提供終了となり、新法施設入所に移行する予定です。

第3期計画の見込量とサービス確保の方策  
見込量

(月平均)

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所	人分	52	50	49
	箇所数	2	2	2

サービス見込量の算出について

- ・ 過去の実績及び制度改正による旧法施設入所サービス利用者の移行や、新規利用者、地域移行者等を勘案し、見込量を算出しました。

サービス確保のための方策

- ・ 障がいのある人の施設入所について、迅速な対応ができるよう常に障がい者支援施設と緊密な連携強化を図ります。



(5) 相談支援  
サービス内容

サービス名	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

第3期計画の見込量とサービス確保の方策  
見込量

(月平均)

項目	年度			
	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援事業	人/月	56	62	67
地域移行支援事業	人/月	2	2	2
地域定着支援事業	人/月	1	1	1

サービス見込量の算出について

- ・ 計画相談支援・・・現在の障がい福祉サービスの受給者数に新規受給者数の増加を見込んだ上で算出しました。平成 26 年度末までにすべての障がい福祉サービス利用者が対象となります。
- ・ 地域移行支援・・・現在の施設入所者数と入院中の精神障がい者の推計値から対象者の総数を概算し、施設入所者から地域生活への移行目標を勘案して月間の利用者数を算出しました。
- ・ 地域定着支援・・・在宅で生活する障がいのある人や地域移行支援の利用者数を勘案して算出しました。

#### サービス確保のための方策

- ・ 計画相談支援について、ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実状に応じたモニタリングの実施に努めます。また、平成 26 年度末までにすべての障がい福祉サービス利用者に対してサービス利用計画書を作成しなければならないため、これに対応することのできる相談員の確保に努めます。
- ・ 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供に努めるとともに、医療機関・関係行政機関等との連携及び調整を密に行います。
- ・ 相談支援体制の強化・充実に取り組みます。

### 3. 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

##### サービス内容

サービス名	実施内容
相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。

#### 第2期計画の進捗状況と評価

##### 第2期計画の進捗状況

地域生活支援事業における平成23年度の利用実績は、4～12月の利用実績から数値を推計しています。

項目	年度		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	見込	実績				
障害者相談支援事業	見込	実績箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
地域自立支援協議会		実績箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
障害者相談支援事業	実績	実績箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
地域自立支援協議会		実績箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	

障害者相談支援事業は、香芝市外の事業所も含めています。

##### 評価

- ・ 障害者相談支援事業、地域自立支援協議会ともに実績値は見込み通りの結果となっています。
- ・ 障害者相談支援事業については、相談支援センターどんぐり、生活支援センターShake(しえ〜く)、生活支援センターなっつ、医療法人向望台会まんだらトポスに委託しています。
- ・ 地域自立支援協議会は大和高田市、葛城市、広陵町との3市1町で共同設置し、2ヶ月に1回会議を開催しています。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
地域自立支援協議会	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### サービス見込量の算出について

- ・ 障害者相談支援事業、地域自立支援協議会は、今後も継続して実施します。

#### サービス確保のための方策

- ・ 相談支援事業について、相談支援事業者等と連携し、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。
- ・ 障害者自立支援法の改正により地域自立支援協議会が法的に位置づけられ、その機能を生かし、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。
- ・ 基幹相談支援センターの設置に向けて調整を進めます。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

### サービス内容

サービス名	実施内容
成年後見制度利用支援業	障害者自立支援法の改正により、平成 24 年 4 月から地域生活支援事業の必須事業となっています。親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

### 第 3 期計画の見込量とサービス確保のための方策

#### 見込量

項目	年度			
	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1

#### サービス見込量の算出について

- ・ 現状、成年後見制度の利用実績がないため、1 人 / 年で見込量を算出し、今後の動向に注視していきます。

#### サービス確保のための方策

- ・ 必要な支援を提供できる体制の整備を進めます。

### (3) コミュニケーション支援事業

#### サービス内容

サービス名	実施内容
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能・その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

#### 第2期計画の進捗状況と評価

##### 第2期計画の進捗状況

項目	年度		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	見込	実績				
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	見込	利用件数	80	85	90	
手話通訳者設置事業		実施人数	1	1	1	
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	実績	利用件数	63	91	129	
手話通訳者設置事業		実施人数	1	1	1	

#### 評価

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成21年度の利用実績が見込量を下回るものの、平成22年度、平成23年度の利用実績は見込量を上回っており、市民のニーズが高まっていることがわかります。
- ・ 手話通訳者設置事業については、総合福祉センター窓口に1名手話通訳者を設置しており、見込み通りの実績値となりました。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	利用件数	120	125	130
手話通訳者設置事業	実施人数	1	1	1

#### サービス見込量の算出について

- ・ 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業・・・実利用件数については、年次推移分を加味して見込量を設定しています。
- ・ 手話通訳者設置事業・・・今後も総合福祉センター窓口到手話通訳者を1名設置します。

#### サービス確保のための方策

- ・ 人材の確保とサービスの質の向上を図ります。
- ・ 意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの周知等に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

サービス名	実施内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。

第2期計画の進捗状況と方策

第2期計画の進捗状況

項目	年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	見込	実績			
介護・訓練支援用具	給付等件数	2	2	2	
自立生活支援用具	給付等件数	35	40	45	
在宅療養等支援用具	給付等件数	7	7	7	
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	12	12	12	
排泄管理支援用具	給付等件数	430	473	520	
住宅改修費	給付等件数	4	4	4	
介護・訓練支援用具	給付等件数	4	4	4	
自立生活支援用具	給付等件数	20	26	22	
在宅療養等支援用具	給付等件数	9	7	10	
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	9	8	10	
排泄管理支援用具	給付等件数	762	955	1,020	
住宅改修費	給付等件数	3	1	2	

評価

- ・ 自立生活支援用具と排泄管理支援用具以外については、見込量と実績値の多少の差はあるものの、ほぼ見込み通りの結果となっています。
- ・ 排泄管理支援用具の実績値は見込量の約2倍となっており、利用ニーズの高さがわかります。
- ・ 自立生活支援用具は見込量よりも給付等件数が下回る結果となりました。
- ・ 住宅改修費の給付等件数はほぼ横ばいですが、見込量よりも実績が低い結果となりました。これは、年齢・障がい要件により介護保険の対象となることが多いためではないかと考えられます。



### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	給付等件数	4	4	4
自立生活支援用具	給付等件数	22	24	25
在宅療養等支援用具	給付等件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	10	10	10
排泄管理支援用具	給付等件数	1,180	1,370	1,590
住宅改修費	給付等件数	1	1	1

#### サービス見込量の算出について

- ・ 過去の実績に基づき、見込量を算出しました。
- ・ 65 歳以上の高齢者については介護保険が優先されることもあり、全体としては微増で見込んでいます。

#### サービス確保のための方策

- ・ 利用者のニーズに合った日常生活用具を適切に給付できるよう、必要な予算措置に努めます。
- ・ 日常生活用具の給付を必要とする人が、サービスを利用できるように情報の周知を図るとともに、障がいの特性にあった給付を行います。

(5) 移動支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより地域での自立生活及び社会参加を目的とする事業です。

第2期計画の進捗状況と評価

第2期計画の進捗状況

項目		年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	見込	実施箇所数		30	35	40
		利用者数		125	130	140
		延べ利用時間		1,900	2,050	2,240
移動支援事業	実績	実施箇所数		28	39	41
		利用者数		80	96	113
		延べ利用時間		7,111	8,660	7,963

評価

- ・ 実施箇所数はほぼ見込み通りとなっています。
- ・ 利用者数は、見込量よりも実績値が下回っているのに対し、延べ利用時間は大きく上回っています。このことから、1人あたりの利用実績が予測よりも高いことがわかります。

第3期計画の見込量とサービス確保の方策

見込量

項目		年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実施箇所数			43	44	45
	利用者数			90	95	98
	延べ時間数			8,640	9,120	9,408

サービス見込量の算出について

- ・ 過去の実績及び新規利用者数等を勘案し、見込量を算出しました。
- ・ 1人当たり96時間/年の利用を見込んでいます。

#### サービス確保のための方策

- ・ 現行の提供体制を確保するよう努めます。
- ・ 事業を提供する事業所の設置を促進します。

## (6) 地域活動支援センター事業

### サービス内容

サービス名	実施内容
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

項目	年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	地域活動支援センター事業	実施箇所数		3	4
利用者数			15	18	20

香芝市外の事業所も含めています。

#### サービス見込量の算出について

- ・ 現状、地域活動支援センターは香芝市内にはなく、市外の地域活動支援センターなつ、地域活動支援センターまーぶる、まんだらトポスに委託しています。
- ・ 過去の登録者数を考慮し、見込量を算出しました。

#### サービス確保のための方策

- ・ 今後も、現在3箇所に委託しているサービスを確保し、安定的な事業運営を支援していきます。
- ・ 市内での立地を促進するよう、事業所との連携に努めます。

(7) その他の事業

サービス内容

サービス名	実施内容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方や身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

## 第2期計画の進捗状況と評価

### 第2期計画の進捗状況

年度		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
項目					
訪問入浴サービス事業	見込	実施箇所数	1	1	1
		利用者数	1	1	1
	実績	実施箇所数	1	1	1
		利用者数	1	1	1
更生訓練費給付事業	見込	利用者数	5	5	5
	実績	利用者数	5	5	5
日中一時支援事業	見込	実施箇所数	11	11	11
		利用者数	120	120	120
	実績	実施箇所数	9	10	14
		利用者数	51	60	73
自動車運転免許取得・改造助成事業	見込	利用者数	1	1	1
	実績	利用者数	3	1	0

### 評価

- ・ 訪問入浴サービス、更生訓練費給付事業については見込み通りの利用となりました。
- ・ 日中一時支援事業について、実施箇所数は平成23年度の見込量よりも実績が上回っているものの、利用者数は予測よりも低い結果となっています。
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者数は年々減少傾向にあることがわかります。

### 第3期計画の見込量とサービス確保の方策

#### 見込量

項目 \ 年度	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
更生訓練費給付事業	利用者数	5	5	5
日中一時支援事業	実施箇所数	16	18	20
	利用者数	80	90	100
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者数	2	2	2

#### サービス見込量の算出について

- ・ 訪問入浴サービス、更生訓練費給付事業・・・過去の実績から利用者数はほぼ横ばいであると見込んでいます。
- ・ 日中一時支援事業・・・過去の実績及び新規利用者を勘案し、見込量を算出しました。
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業・・・過去の実績から利用者数は横ばいであると見込んでいます。

#### サービス確保のための方策

- ・ サービスの内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行うとともに、質の向上と必要量の確保に努めます。
- ・ サービス内容に関する情報提供を進め、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービスの周知と利用の促進を図ります。

## 第5章 計画の推進・評価体制

### 1. 計画の推進

#### (1) サービス提供の充実

障害者自立支援法の見直しの結果を踏まえ、障がい福祉サービス利用が必要な方に対し、適切な支給決定に努めます。また、各障がい福祉サービスの見込量に対応したサービス供給基盤整備を図るため、サービス事業者への的確な情報提供や指導・助言に努める等、側面的な支援を進めます。

#### (2) 計画の情報提供と意見の反映

計画の推進にあたり、円滑な障がい福祉サービスの利用につなげるため、広報紙やホームページ等を活用し、本計画の情報提供、周知に努めます。また、障害福祉計画の策定、または変更する場合には、できる限り住民の意見を反映するよう努めます。

#### (3) 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画等との整合性を図るとともに庁内関係部門との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

#### (4) 関係機関との連携

障がいのある人に関する施策については、国・県及び近隣市町村との連携をもとに、障がい関係事業所・関係団体・障がい当事者が、それぞれの役割を積極的に果たしていくことで、サービス供給体制の整備を図り、総合的かつ効果的な実施を図ります。



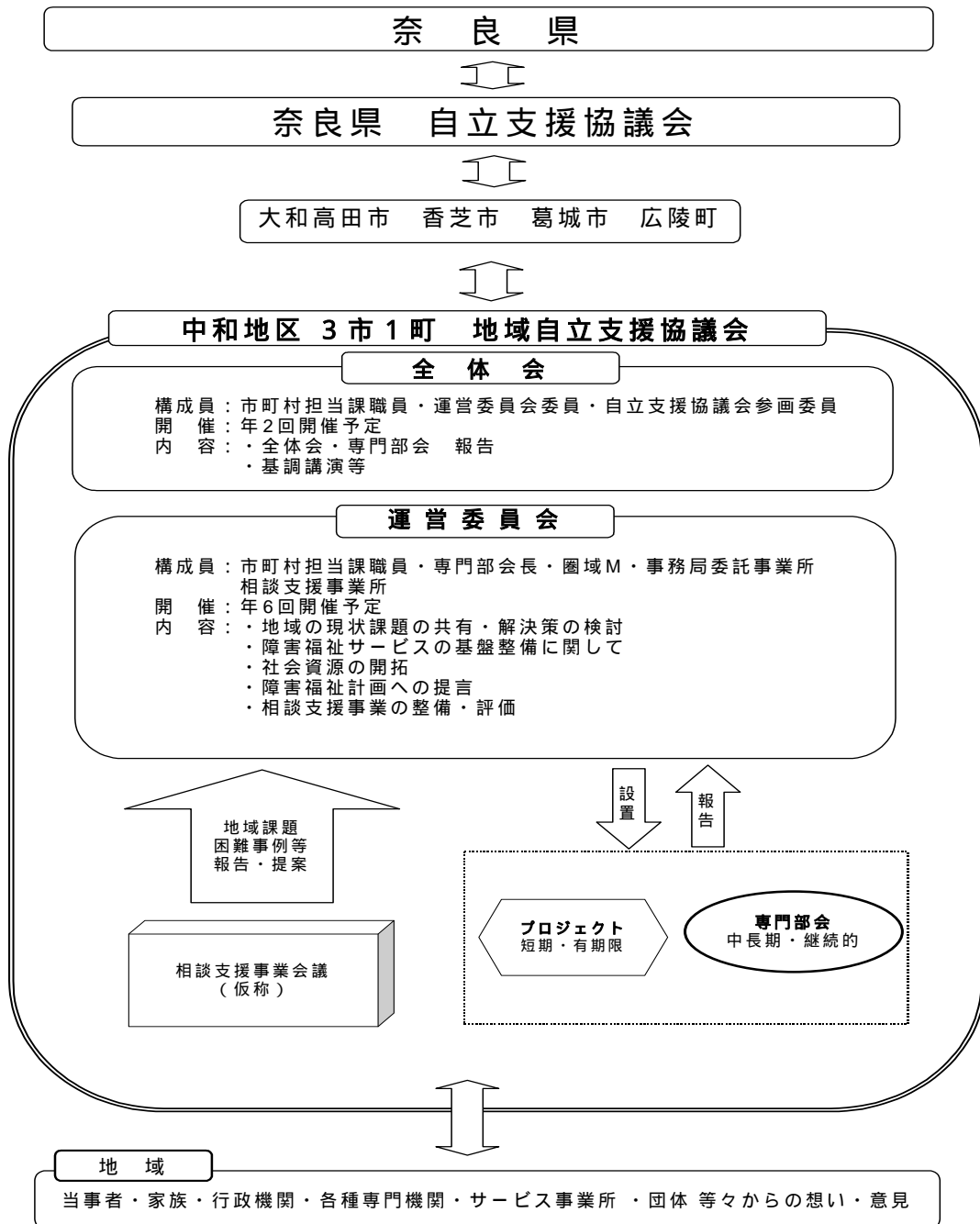
## 2. 地域自立支援協議会の活用

障害者自立支援法の改正に伴い、自立支援協議会の設置が法律上位置付けられることになりました。自立支援協議会では、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実状に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。また、障害福祉計画を作成または変更する場合は自立支援協議会の意見を聴くように努めることとされました。

本市では、大和高田市、葛城市、広陵町との3市1町で自立支援協議会を設置し、生活部会、就労支援部会、精神障害者部会に分かれて障がいのある人への支援を検討してきましたが、法律の改正にともない、より積極的に活動していけるよう、今後体制の見直しを行う予定です。

サービス提供事業者をはじめ、関係部局、障がいのある人の当事者等、地域の関係機関で構成された自立支援協議会の充実を図り、地域における社会支援の開発や必要な情報の提供により一層努めるとともに、第3期障害福祉計画は自立支援協議会において、必要に応じて専門部会を設置、活用しながら、その推進に取り組んでいきます。

## 【自立支援協議会の体制】



### 3. 計画の進行管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、毎年度計画の進捗状況の把握、点検を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



## 第3期香芝市障害福祉計画

平成24年3月

発行 / 香芝市保健福祉部 社会福祉課

〒639 0251 奈良県香芝市逢坂1丁目374番地の1

TEL : (0745)79 - 7151

FAX : (0745)79 - 7532

E-mail : [syakai@city.kashiba.lg.jp](mailto:syakai@city.kashiba.lg.jp)